

名古屋港管理組合本庁舎等整備事業

事業契約書

名古屋港管理組合
名管本庁舎PFI株式会社

名古屋港管理組合本庁舎等整備事業 事業契約書

名古屋港管理組合（以下「組合」という。）は、名古屋港管理組合本庁舎等整備事業（以下「本事業」といい、第5条第1項に定義される。）を実施するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。その後の改正を含む。）の趣旨に則り、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により財政資金の効率的、効果的活用を図るために、本庁舎・港湾会館（第1条第60号に定義される。）の設計、建設、維持管理、運営を民間事業者に一体の事業として発注することとした。

組合は、本事業の募集要項等に従い、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案を行った応募者住友林業グループを優先交渉権者として決定し、当該優先交渉権者は、募集要項書等に従い本事業を実施するために、組合と、平成19年11月29日付の基本協定書（以下「基本協定書」という。）を締結し、これに基づき名管本庁舎PFI株式会社（以下「事業者」という。）を設立した。

組合と事業者は、本事業の実施に関して、次のとおり合意する（以下「本契約」という。）。

- 1 事業名 名古屋港管理組合本庁舎等整備事業
- 2 事業の場所 名古屋市港区港町103番1の一部等所在の別紙1「事業場所」の図面の土地とする。
- 3 契約期間 契約締結の日（初日を含む。）から
平成47年3月31日 まで
- 4 契約金額 金8,699,103,000円に金利変動、物価変動、事業量の変動又は法令等若しくは制度変更による増減額を加減し、かつ消費税及び地方消費税額を加算した額
- 5 契約保証金 保証金額は整備費の1割とする。ただし、事業契約書第74条による場合はこの限りではない。
- 6 支払い条件 事業契約書中に記載のとおり
- 7 特記条項 この事業契約書は仮契約書であって、平成20年3月名古屋港管理組合議会の議決を経たとき、本契約書としての効力を生じ、効力発生日を事業契約の本契約の締結日とする。

上記事業について発注者である組合と受注者である事業者は、各々対等の立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者双方がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年2月15日

| | | |
|-----|--|---|
| 発注者 | 名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 神田 真秋 | 印 |
|-----|--|---|

| | | |
|-----|---|---|
| 事業者 | 名古屋市中区錦三丁目4番6号 名管本庁舎PFI株式会社 代表取締役 左治木 勉 | 印 |
|-----|---|---|

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 用語の定義 | 1 |
| 第1条 (用語の定義) | 1 |
| 第2章 総則 | 4 |
| 第2条 (目的) | 4 |
| 第3条 (公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重) | 4 |
| 第4条 (事業日程) | 4 |
| 第5条 (本事業の概要) | 4 |
| 第6条 (事業者の資金調達等) | 4 |
| 第7条 (事業者) | 5 |
| 第8条 (許認可、届出等) | 5 |
| 第9条 (事業用地の使用) | 5 |
| 第10条 (関係者協議会) | 5 |
| 第3章 事前調査等 | 5 |
| 第11条 (事前調査等) | 6 |
| 第4章 本庁舎・港湾会館の設計 | 6 |
| 第12条 (本庁舎・港湾会館の設計) | 6 |
| 第13条 (設計の変更) | 6 |
| 第14条 (法令等変更による設計変更) | 7 |
| 第15条 (設計の完了) | 7 |
| 第5章 本庁舎・港湾会館の建設 | 8 |
| 第1節 総則 | 8 |
| 第16条 (本庁舎・港湾会館の建設) | 8 |
| 第17条 (施工計画書等) | 8 |
| 第18条 (第三者への委託等) | 8 |
| 第19条 (事業者による工事監理者の設置) | 9 |
| 第20条 (工事現場の安全管理) | 9 |
| 第21条 (関連工事の調整) | 9 |
| 第22条 (建設に伴う周辺調整及び住民対応) | 9 |
| 第23条 (ユーティリティの確保) | 10 |
| 第24条 (仮施設の整備等) | 10 |
| 第2節 組合による工事確認 | 10 |
| 第25条 (組合による説明要求及び建設現場立会い等) | 10 |
| 第26条 (中間確認) | 10 |
| 第3節 工期又は工程の変更 | 10 |
| 第27条 (工期等の変更) | 11 |

| | | |
|------|--------------------------------|----|
| 第28条 | (工事完工の遅延による費用等の負担) | 11 |
| 第29条 | (工事の中断) | 12 |
| 第30条 | (本件工事において第三者に及ぼした損害) | 12 |
| 第4節 | 本庁舎・港湾会館の完工及び引渡し | 13 |
| 第31条 | (事業者による完成検査) | 13 |
| 第32条 | (組合による本庁舎・港湾会館等の完工確認) | 13 |
| 第33条 | (組合による完工確認書の発行) | 13 |
| 第34条 | (本庁舎・港湾会館の引渡し) | 13 |
| 第35条 | (瑕疵担保責任) | 14 |
| 第5節 | 現本庁舎等からの引越し | 14 |
| 第36条 | (現本庁舎等からの引越し) | 14 |
| 第6節 | 現本庁舎及び現港湾会館の解体・撤去 | 15 |
| 第37条 | (現本庁舎・現港湾会館の解体・撤去) | 15 |
| 第6章 | 本庁舎・港湾会館の維持管理及び運営 | 15 |
| 第1節 | 総則 | 15 |
| 第38条 | (管理委託) | 15 |
| 第39条 | (指定管理者による管理) | 16 |
| 第40条 | (指定管理者の指定の取消し等) | 16 |
| 第41条 | (入館団体事務室の使用許可) | 16 |
| 第42条 | (緊急時の本庁舎・港湾会館の使用等) | 16 |
| 第43条 | (労働安全衛生管理) | 17 |
| 第44条 | (維持管理・運営業務計画書の提出及び承諾) | 17 |
| 第45条 | (本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務体制の整備) | 17 |
| 第46条 | (組合による本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務体制の確認) | 18 |
| 第47条 | (管理使用規則) | 18 |
| 第48条 | (第三者への委託等) | 18 |
| 第49条 | (維持管理・運営業務において第三者に及ぼした損害) | 19 |
| 第50条 | (本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務に伴う住民対応) | 19 |
| 第51条 | (情報公開) | 19 |
| 第52条 | (個人情報の取扱い) | 19 |
| 第53条 | (維持管理・運営開始の遅延による費用等の負担) | 19 |
| 第2節 | 維持管理・運営 | 20 |
| 第54条 | (本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務) | 20 |
| 第55条 | (本庁舎・港湾会館の保守・修繕) | 21 |
| 第56条 | (備品の管理及び更新) | 21 |
| 第57条 | (業務報告) | 22 |
| 第3節 | 本庁舎福利厚生諸室運営業務 | 22 |
| 第58条 | (本庁舎福利厚生諸室運営業務) | 22 |
| 第59条 | (互助会との契約) | 22 |
| 第60条 | (本庁舎福利厚生諸室の使用) | 22 |
| 第61条 | (事業継続義務) | 23 |

| | |
|------------------------------|----|
| 第4節 港湾会館運営業務 | 23 |
| 第62条 (貸会議室運営業務) | 23 |
| 第63条 (利用料金等の徴収) | 23 |
| 第64条 (利用料金等の設定) | 23 |
| 第65条 (利用料金等の改定) | 23 |
| 第66条 (利便施設運営業務) | 24 |
| 第5節 組合によるモニタリング | 24 |
| 第67条 (モニタリングの実施) | 24 |
| 第68条 (業務不履行時の手続) | 24 |
| | |
| 第7章 サービス購入費の支払い | 25 |
| 第69条 (サービス購入費の支払い) | 25 |
| 第70条 (サービス購入費の改定) | 25 |
| 第71条 (サービス購入費の減額・支払停止) | 25 |
| 第72条 (サービス購入費の返還) | 25 |
| 第73条 (サービス購入費の請求の手続) | 26 |
| | |
| 第8章 契約保証 | 26 |
| 第74条 (契約保証) | 26 |
| | |
| 第9章 契約期間及び契約の終了 | 26 |
| 第1節 契約期間 | 27 |
| 第75条 (契約期間) | 27 |
| 第76条 (期間満了時の本庁舎・港湾会館の状態) | 27 |
| 第2節 事業者の債務不履行による契約の解除 | 27 |
| 第77条 (工事完工日前の契約の解除) | 27 |
| 第78条 (工事完工日後の契約の解除) | 28 |
| 第3節 組合の債務不履行による契約の解除 | 29 |
| 第79条 (組合の債務不履行等による契約の解除) | 29 |
| 第4節 組合による任意解除 | 30 |
| 第80条 (組合による任意解除) | 30 |
| 第5節 本事業終了に際しての措置 | 31 |
| 第81条 (本事業終了に際しての措置) | 31 |
| 第82条 (関係書類の引渡等) | 31 |
| | |
| 第10章 民間施設敷地活用事業 | 32 |
| 第83条 (総則) | 32 |
| 第84条 (使用目的) | 32 |
| 第85条 (民間施設敷地活用事業の支援) | 32 |
| | |
| 第11章 現本庁舎敷地活用事業及び現港湾会館敷地活用事業 | 33 |
| 第86条 (現本庁舎敷地活用事業の支援) | 33 |

| | |
|---|----|
| 第 8 7 条 (現港湾会館敷地活用事業の支援) | 33 |
| 第 1 2 章 法令等変更 | 34 |
| 第 8 8 条 (通知の付与) | 34 |
| 第 8 9 条 (協議及び追加費用の負担) | 34 |
| 第 9 0 条 (法令等変更による契約の終了) | 34 |
| 第 1 3 章 不可抗力 | 35 |
| 第 9 1 条 (通知の付与) | 35 |
| 第 9 2 条 (不可抗力への対応) | 35 |
| 第 9 3 条 (協議及び追加費用の負担) | 36 |
| 第 9 4 条 (不可抗力による契約の終了) | 36 |
| 第 1 4 章 その他 | 37 |
| 第 9 5 条 (保険) | 37 |
| 第 9 6 条 (公租公課の負担) | 37 |
| 第 9 7 条 (権利義務の譲渡等) | 37 |
| 第 9 8 条 (経営状況の報告) | 37 |
| 第 9 9 条 (秘密保持) | 37 |
| 第 1 0 0 条 (融資機関との協議) | 38 |
| 第 1 0 1 条 (株主構成の変更等) | 38 |
| 第 1 0 2 条 (特許権等の使用) | 38 |
| 第 1 0 3 条 (著作権) | 39 |
| 第 1 5 章 雑則 | 39 |
| 第 1 0 4 条 (準拠法) | 39 |
| 第 1 0 5 条 (管轄裁判所) | 39 |
| 第 1 0 6 条 (疑義についての協議) | 39 |
| 第 1 0 7 条 (雑則) | 39 |
| 別紙 1 事業場所 | 40 |
| 別紙 2 業務概要書 (第 1 条、第 5 条、第 2 2 条関係) | 41 |
| 別紙 3 サービス購入費の支払方法 (第 6 9 条関係) | 42 |
| 別紙 4 提出図書概要 (第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 5 条、第 1 7 条、第 3 6 条、第 3 7 条関係) | 51 |
| 別紙 5 事業日程表 (第 4 条関係) | 55 |
| 別紙 6 完工確認事項 (第 3 2 条関係) | 56 |
| 別紙 7 瑕疵担保 (第 3 5 条関係) | 57 |
| 別紙 8 維持管理・運営業務計画書 (第 4 4 条関係) | 58 |
| 別紙 9 業務報告書 (第 5 7 条関係) | 60 |
| 別紙 1 0 食堂運営業務委託条件規定書 (第 5 9 条関係) | 63 |
| 別紙 1 1 モニタリングの実施 (第 2 5 条、第 2 6 条、第 3 2 条、第 6 7 条関係) | 66 |

| | |
|--|----|
| 別紙 1 2 業務不履行時等の措置及びサービス購入費Dの減額方法（第68条、第71条関係） | 68 |
| 別紙 1 3 サービス購入費の改定方法（第70条関係） | 71 |
| 別紙 1 4 サービス購入費Cの償還表（第78条、第79条、第80条関係） | 74 |
| 別紙 1 5 法令等変更の場合の費用分担規定（第89条関係） | 80 |
| 別紙 1 6 不可抗力の場合の費用分担規定（第93条関係） | 81 |
| 別紙 1 7 事業者が付保する保険（第95条関係） | 82 |

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理・運営業務」とは、本事業のうち本庁舎・港湾会館の維持管理及び運営に係る業務をいい、その内容は別紙2「業務概要書」に記載される。
- (2) 「維持管理・運営開始日」とは、維持管理・運営業務が開始される日をいう。
- (3) 「維持管理・運営開始予定日」とは、平成22年4月1日又は第27条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
- (4) 「維持管理・運営期間」とは、事業者が維持管理・運営業務を行う期間で、維持管理・運営開始日から本事業の終了した日までをいう。
- (5) 「開庁日」とは、閉庁日以外の日をいう。
- (6) 「各種事前調査」とは、本庁舎・港湾会館の設計、建設に関して事業者が行う、第11条第1項に規定される調査をいう。
- (7) 「開館前業務」とは、事業者が維持管理・運営業務の一部として、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営開始予定日前に実施すべき業務として募集要項等に規定されている業務をいう。
- (8) 「確認」とは、事業者が組合に書類の提出等をした場合、組合がその内容を把握し良否を判断した行為をいう。ただし、組合は、確認を行ったことを理由として何ら責任を負うものではない。
- (9) 「関係者協議会」とは、本事業の実施に関して、組合及び事業者が協議するために設営する会議をいう。開催の決定は双方の申出によるものとする。
- (10) 「管理運営費」とは、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務の対価に相当する金額をいい、その内訳は、別紙3「サービス購入費の支払方法」に示す。
- (11) 「基本協定」とは、組合、優先交渉権者の構成員、協力会社、民間施設事業者、現本庁舎敷地活用事業者及び現港湾会館敷地活用事業者の間で平成19年11月29日に締結された名古屋港管理組合本庁舎等整備事業に関する基本協定をいう。
- (12) 「協力会社」とは、事業者から本庁舎・港湾会館に係る業務を直接受託し又は請け負う者で、事業者に出資する義務を負わない者をいう。
- (13) 「銀行営業日」とは、融資機関（複数の場合は代表融資機関）の営業日をいう。
- (14) 「契約金額」とは、本契約においてサービス購入費に定める総額（支払予定額合計金額）をいう。
- (15) 「現港湾会館」とは、本契約締結日において供用している名古屋港湾会館をいう。
- (16) 「現港湾会館敷地活用事業者」とは、組合と現港湾会館用地の売払契約の仮契約及び本契約を締結し、現港湾会館用地を活用する者をいう（かかる現港湾会館敷地活用事業者による現港湾会館用地の活用を「現港湾会館敷地活用事業」という。）。
- (17) 「現港湾会館用地」とは、現港湾会館の存する土地で、名古屋市港区入船二丁目101番の土地をいう。
- (18) 「建設期間」とは、工事開始日から工事完工日までをいう。
- (19) 「現本庁舎」とは、本契約締結日において供用している名古屋港管理組合本庁舎をいう。
- (20) 「現本庁舎敷地活用事業者」とは、組合と現本庁舎用地の貸付契約の仮契約及び本契約を締結し、現本庁舎用地を活用する者をいう（かかる現本庁舎敷地活用事業者による現本庁

- 舎用地の活用を「現本庁舎敷地活用事業」という。)
- (21) 「現本庁舎用地」とは、現本庁舎の存する土地で、名古屋市港区入船一丁目808番1、804番等の土地をいう。
 - (22) 「現本庁舎・現港湾会館」とは、現本庁舎及び現港湾会館をいう。
 - (23) 「工事開始日」とは、本件工事を開始する日をいう。
 - (24) 「工事開始予定日」とは、本契約書締結日において本件工事を開始する予定日として関係者協議会で定められた日又は第27条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
 - (25) 「工事完工日」とは、組合から事業者の本庁舎・港湾会館の完工確認書が発行された日をいう。
 - (26) 「工事完工予定日」とは、平成22年3月16日又は第27条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
 - (27) 「構成員」とは、事業者から直接業務を受託し又は請け負う者で、事業者に出資する義務を負う者をいう。
 - (28) 「工事現場」とは、事業用地のうち、本件工事が行われている場所、工事のための設備が設置されている場所、及び事業用地の搬出入口の周辺道路をいう。
 - (29) 「港湾会館」とは、本事業で、事業者が新たに整備する名古屋港湾会館の施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づける。
 - (30) 「港湾会館施設（仮称）条例」とは、港湾会館の設置及び管理に関する事項を定めた条例をいう。
 - (31) 「サービス購入費」とは、サービス購入費A・B・C及びサービス購入費Dの総称をいう。
 - (32) 「サービス購入費A・B・C」とは、整備費のうち組合から支払われるサービス購入費をいい、サービス購入費A、サービス購入費B及びサービス購入費Cにより構成される。
 - (33) 「サービス購入費A」とは、現本庁舎・現港湾会館の解体・撤去後、組合が事業者を支払うサービス購入費で、別紙3「サービス購入費の支払方法」の規定により算定されるサービス購入費をいう。
 - (34) 「サービス購入費B」とは、現本庁舎・現港湾会館の解体・撤去後、組合が事業者を支払うサービス購入費で、別紙3「サービス購入費の支払方法」の規定により算定されるサービス購入費をいう。
 - (35) 「サービス購入費C」とは、整備費のうち組合から支払われるサービス購入費からサービス購入費A及びサービス購入費Bを控除した金額を元本とし、別紙3「サービス購入費の支払方法」の規定により算定されるサービス購入費をいう。
 - (36) 「サービス購入費D」とは、本庁舎・港湾会館の維持管理・運營業務に係る費用に相当する金額をいい、その内訳は別紙3「サービス購入費の支払方法」に示す。
 - (37) 「施設管理者」とは、名古屋港管理組合庁内管理規程（平成8年4月1日訓令第2号）第3条第1項に基づき、設置される庁内管理者をいう。
 - (38) 「事業提案書」とは、事業者が募集要項等に従い組合に提出した、本事業に関する提案が記載された書面の全ての総称をいう。
 - (39) 「事業年度」とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までをいう。
 - (40) 「事業用地」とは、本庁舎・港湾会館及び民間施設を設置し、本事業を行うための土地である名古屋市港区港町103番1の一部等の土地をいう。
 - (41) 「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。その後の改正を含む。）第244条

- の2第3項に規定される指定管理者であり、港湾会館施設（仮称）条例の規定に基づき、名古屋港湾会館及びかかる事業用地の管理を代行する者をいう。
- (42) 「周辺住民」とは、周辺地域に居住する住民及び法人をいう。
 - (43) 「周辺地域」とは、道路を挟んで隣接する地域で、組合が指示する範囲をいう。
 - (44) 「整備費」とは、本庁舎・港湾会館の設計・建設業務の対価に相当する金額をいい、その内訳は、別紙3「サービス購入費の支払方法」に示す。
 - (45) 「設計図書」とは、別紙4「提出図書概要」に定めた基本設計書及び実施設計書をいう。
 - (46) 「設計・建設業務」とは、本事業のうち本庁舎・港湾会館の設計及び建設に係る業務をいい、その内容は別紙2「業務概要書」に記載される。
 - (47) 「第三者」とは、組合及び事業者以外のものをいう。
 - (48) 「提出図書」とは、本事業の設計・建設業務に関して事業者が組合に提出して組合の確認を受ける図書の総称をいい、別紙4「提出図書概要」に記載された書類から構成される。
 - (49) 「入館団体」とは、組合が入館団体事務室に入居させる機関又は団体をいう。
 - (50) 「引渡予定日」とは、事業者が第34条に基づいて本庁舎・港湾会館を組合に引き渡す予定の日であり、平成22年3月16日又は第27条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
 - (51) 「不可抗力」とは、組合及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なもの（募集要項等及び設計図書で定められた水準を超えたものに限る。）をいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
 - (52) 「附帯設備料金」とは、貸会議室の附帯設備の利用者がこれを使用する対価として支払う料金をいう。
 - (53) 「閉庁日」とは、名古屋港管理組合の休日を定める条例（平成3年名古屋港管理組合条例第7号）で定めた組合の休日をいう。
 - (54) 「募集要項等」とは、本事業に関し公表された実施方針、募集要項及びその添付書類（要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、合築民間施設敷地貸付条件規定書、現本庁舎敷地貸付条件規定書、現港湾会館敷地売払条件規定書及び様式集を含む。）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する組合の回答を示した書面の全てをいう。
 - (55) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、通達、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
 - (56) 「法令等変更」とは、法令等又はその解釈が制定、変更若しくは改廃されることをいう。
 - (57) 「本件工事」とは、本事業における本庁舎・港湾会館の建設工事をいう。
 - (58) 「本事業」とは、第5条第1項に定義される。
 - (59) 「本庁舎」とは、本事業で、事業者が新たに整備する名古屋港管理組合本庁舎の施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づける。
 - (60) 「本庁舎・港湾会館」とは、本契約、募集要項等及び事業提案書に基づき事業者が事業用地に整備する施設及び設備の全てをいい、本庁舎及び港湾会館により構成される。
 - (61) 「本庁舎福利厚生諸室運営業務」とは、別紙2及び要求水準書に規定する本庁舎福利厚生諸室運営業務をいう。

- (62)「民間施設事業者」とは、組合と、事業用地のうち民間施設用地（以下「民間施設敷地」という。）の貸付契約の仮契約及び本契約を締結し、民間施設敷地を活用する者をいう（かかる民間施設事業者による民間施設敷地の活用を「民間施設敷地活用事業」といい、事業提案書に基づき整備される施設を「民間施設」という。）。
- (63)「融資機関」とは、本事業を実施するための資金を事業者に融資する金融機関等をいう。
- (64)「優先交渉権者」とは、応募企業又は応募グループのうち、ガーデンふ頭地区再開発PFI事業検討委員会による最優秀提案者の選定を受けて組合が選定した住友林業グループをいう。
- (65)「要求水準」とは、本契約及び要求水準書に規定する要求水準をいう。
- (66)「利便施設運営業務」とは、別紙2及び要求水準書に規定する利便施設運営業務をいう。
- (67)「利用料金」とは、港湾会館の貸会議室の利用者が貸会議室を使用するに当たり支払う料金をいう。

第2章 総則

（目的）

第2条 本契約は、組合及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重）

第3条 組合及び事業者は、本事業が庁舎施設等としての公共性を有し、いわゆるPFI事業として実施されることを理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業日程）

第4条 本事業は、別紙5「事業日程表」に従って実施されるものとする。

（本事業の概要）

第5条 本事業は、本庁舎・港湾会館の設計及び建設、完工時における所有権の組合への移転、維持管理及び運営並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成されるもの（以下「本事業」という。）とし、その内容は別紙2「業務概要書」に規定するものとする。

- 2 事業者は、本事業を本契約、募集要項等及び事業提案書に従って遂行しなければならない。
- 3 港湾会館の仮称は、名古屋港湾会館とし、正式名称は後日組合が定めるものとする。
- 4 本契約、募集要項等及び事業提案書の規定に矛盾、齟齬がある場合、本契約、募集要項等、事業提案書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 5 募集要項等の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、組合及び事業者は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

（事業者の資金調達等）

第6条 本事業において事業者のなすべき義務の履行に関する全ての費用は、サービス購入費及び本契約において定められている組合が負担すべきその他の費用を除き、事業者が負担するものとし、本事業に関する事業者の資金調達は、本契約に別段の規定がある場合を除き、全て事業者が自己の責任において行うものとする。

2 事業者が実施する次の業務に係る費用は、全て事業者が負担するものとする。

(1) 民間施設敷地活用事業の支援業務

(2) 現本庁舎敷地活用事業・現港湾会館敷地活用事業の支援業務

3 組合は、事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けうる可能性があり、事業者から組合に対して要請があった場合には、組合は、第100条に規定する融資機関との協議等、事業者の資金調達のために合理的な協力を行うものとする。

(事業者)

第7条 事業者は、組合に対して、本契約締結日現在において、事業者は会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）の規定に基づき設立され、有効に存続する株式会社であることを表明し、かつこれが事実かつ正確であることを保証する。

2 事業者は組合の事前の書面による承諾なく、本事業及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

(許認可、届出等)

第8条 事業者は、本契約上の義務を履行するために必要とされる許認可及び届出（以下「許認可等」という。）について、その責任及び費用において遅滞なく許認可を申請し、これを取得し又は届出を行い、これを維持するものとする。許認可等には、本事業の実施に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の工業所有権の登録あるいはその実施権の取得も含まれるものとする。

2 事業者は、許認可等に許可書等が発行される場合、その写しを組合に提出するものとする。

(事業用地の使用)

第9条 事業者は、本事業実施のために必要な範囲内において、事業用地を使用することができる。ただし、事業者の事業用地の使用条件等については、第85条に基づき締結される民間施設敷地貸付契約及び組合と事業者の間で別途合意する内容に従うものとする。

2 事業者は、前項に基づく事業用地の使用期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもってこれを使用するものとする。

3 事業者は、事業用地に投じた用地造成のための費用、補修費等の必要費、改良費等の有益費及びその他の費用を支出したときでも、本契約又は民間施設敷地貸付契約に特段の定めのある場合を除き、サービス購入費以外に何ら組合に支払いを請求しないものとする。ただし、事業用地の瑕疵を原因として事業者が支出した費用についてはこの限りではない。

4 事業者は、民間施設事業者と連携して、民間施設敷地を含む事業用地を適切に維持管理しなければならない。

(関係者協議会)

第10条 組合及び事業者は、本事業に関する協議を行うことを目的とした、組合及び事業者により構成する関係者協議会を設置するものとする。関係者協議会の組織、構成メンバー、権限、運営等については、別途組合及び事業者の間で覚書を取り交わすものとする。

第3章 事前調査等

(事前調査等)

- 第11条 事業者は、自らの責任及び費用において、本庁舎・港湾会館の設計・建設業務を実施するに当たり、本契約締結後、事前調査を実施するものとする。事業者は、事前調査を実施する場合には、組合に事前連絡するものとする。
- 2 事業者は、実施した事前調査結果に係る提出図書を組合に提出するものとする。
- 3 募集要項等において明示されていなかった地中障害物等が発覚するなど、事業者が本契約に従って本件工事を遂行することを妨げる事由が各種事前調査、その他により新たに判明した場合、これらの障害を除去するために必要な措置等につき、組合と事業者は速やかに協議して定めるものとする。

第4章 本庁舎・港湾会館の設計

(本庁舎・港湾会館の設計)

- 第12条 事業者は、本契約締結後速やかに、前章に定める事前調査結果を踏まえ、別紙4「提出図書概要」に規定する設計・施工工程表及び設計説明書を作成し、組合に提出し、組合の確認を受けるものとする。
- 2 事業者は、前項の確認を受けた後、本契約、募集要項等、事業提案書及び本契約締結に至るまでのその他の提出書類並びに組合及び事業者間の合意事項に基づき、自己の裁量及び責任において、本庁舎・港湾会館の設計を行うものとし、かつ、第15条に規定する書類等を提出するものとする。
- 3 事業者は、本庁舎・港湾会館の設計に当たっては、法令等を遵守しなければならない。
- 4 事業者は、本庁舎・港湾会館の設計に関する全ての責任(設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更から生じる増加費用の負担を含む。)を負うものとする。
- 5 組合は、必要があると認める場合、事業者に対して、設計の進捗状況の報告書、設計図書等の提出を求めることができるものとし、事業者は、この求めに応じなければならない。

(設計の変更)

- 第13条 組合は、必要があると認めるときは、事業提案書において意図された設計の範囲内で書面により本庁舎・港湾会館の設計の変更(設計条件の変更も含むが、別紙4「提出図書概要」に規定する平面計画の協議を除く。以下同じ。)を事業者に対して求めることができる。
- 2 前項に規定する場合において、本庁舎・港湾会館の整備費又は管理運営費につき、追加的な費用が発生したときには、組合が当該追加的費用相当額を合理的な範囲で負担するものとし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、当該設計変更が事業者の責めに帰する事由に基づく場合(事業者の作成した提出図書の不備又は瑕疵による場合及び民間施設敷地活用事業の影響による場合を含むが、これに限定されない。)は、組合が提出図書を確認したか否かに関わらず、事業者がその一切の費用を負担する。
- 3 組合及び事業者は、第1項の規定による設計の変更に関し、協議を行う場合、工期又は工程の変更の要否、維持管理・運営開始予定日の変更の有無及びその他関連する事項について定めるものとする。
- 4 事業者は、組合の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本庁舎・港湾会館の設計変更を

行うことはできないものとする。

- 5 前項に従い事業者が組合の事前の承諾を得て本庁舎・港湾会館の設計変更を行う場合、当該変更により追加的な費用が発生したときは、事業者が当該追加分を負担するものとする。
- 6 組合及び事業者は、第1項又は第4項に基づく設計変更により整備費又は管理運営費が減少した場合には、それぞれサービス購入費A・B・C及びサービス購入費Dからかかる減少分相当額が減額されるようサービス購入費A・B・C及びサービス購入費Dを改定するものとする。

(法令等変更による設計変更)

- 第14条 前条第2項に関わらず、建築基準法(昭和25年法律第201号。その後の改正を含む。)、消防法(昭和23年法律第186号。その後の改正を含む。)等の法令等の改正により、本庁舎・港湾会館の設計変更が必要となった場合、当該変更に必要な費用は組合が負担する。
- 2 前項に基づく設計変更に起因する、建設業務、維持管理・運営業務及び資金調達に係る事業者において生ずる合理的な損害及び費用は組合が負担し、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。また、かかる設計変更に起因して整備費又は管理運営費の減少が生じた場合は、それぞれサービス購入費A・B・C及びサービス購入費Dからかかる減少分相当額が減額されるようサービス購入費A・B・C及びサービス購入費Dを改定するものとする。
- 3 第1項に基づく変更に起因して本庁舎・港湾会館の引渡しの遅延が見込まれる場合、組合及び事業者は協議の上、工期又は工程、工事完工予定日、引渡予定日及び維持管理・運営開始予定日を変更することができる。

(設計の完了)

- 第15条 事業者は、組合との協議により定める日までに本庁舎・港湾会館の設計を完了させ、別紙4「提出図書概要」に規定する設計図書、透視図及び完成模型を組合に提出し、確認を受けなければならない。
- 2 組合は、前項の規定に基づき提出された提出図書が本契約、募集要項等、事業提案書及び法令等を遵守しているか否かにつき検討し、提出から14日以内に、事業者に対して当該提出図書を確認する旨又は違反等があるため確認しない旨を当該違反等を指摘して通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた後7日以内に、事業者は、組合に協議を申し入れることができるものとする。組合は、かかる協議の結果に基づき提出図書の変更が必要と判断した場合には、事業者に対して設計変更の指示を行う。また、前項の通知後7日目までに事業者が組合に対して協議を申し入れなかった場合には、組合が当該日をもって事業者に対して設計変更の指示を行ったものとみなす。
- 4 事業者は、前項により組合が設計変更の指示を行った日から30日以内に、自らの責任及び費用をもって提出図書又は設計を変更し、組合の確認を受けなければならない。組合は、提出された変更済の提出図書が前項に基づく提出図書の変更の指示の内容を満たしているか検討し、提出を受けた後7日以内に確認する旨、又はかかる指示の内容を満たさないため確認しない旨を当該不十分な点を指摘して通知するものとする。確認しない旨の通知がなされた場合は、組合及び事業者は協議するものとする。
- 5 前項の手續に起因して本件工事の遅延が見込まれる場合、第4条に規定する事業日程における設計・建設期間、引渡予定日及び維持管理・運営開始予定日の変更は、第27条の規定に従うものとする。

第5章 本庁舎・港湾会館の建設

第1節 総則

(本庁舎・港湾会館の建設)

第16条 事業者は、本契約、募集要項等及び事業提案書並びに提出図書に従い、本件工事を施工するものとする。

2 事業者は、本件工事の施工に必要な全ての手段について、本契約に別段の規定がある場合を除き、自らの責任において定めるものとする。

3 本件工事の開始に当たっては、次に掲げる要件が全て満たされていないものとする。

(1) 本件工事の開始に必要な許認可が、事業者の責任において取得されていること。

(2) 事業者が組合に対して本件工事の施工体制を報告していること。

4 本件工事の開始後に施工体制の変更がなされた場合、事業者は直ちに組合に対してかかる変更及びその理由を報告するものとする。

(施工計画書等)

第17条 事業者は、第15条に基づき組合が確認した提出図書に従って、工事着手届、別紙4「提出図書概要」に規定する施工計画書その他組合が必要と認める書類を作成し、組合の確認を受け、これに従って本件工事を遂行するものとする。

2 事業者は、別紙4「提出図書概要」に規定する実施工程表を作成し、組合に提出しなければならない。

3 事業者は、本庁舎・港湾会館の工期中、工事現場に常に工事記録を設置しなければならない。

4 組合は、事業者から建設業法（昭和24年法律第100号。その後の改正を含む。）第24条の7に規定する施工体制台帳及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。

(第三者への委託等)

第18条 事業者は、本庁舎・港湾会館を建設するに当たり、事前に組合に通知し、組合の承諾を得た場合に限り、本件工事に係る各種事前調査又は本庁舎・港湾会館の設計若しくは施工の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせること（以下「委託等」という。）ができるものとする。ただし、委託等される者が構成員又は協力会社の場合は、かかる組合の事前の承諾は不要とし、事業者による組合への事前の通知により委託等を行うことができるものとする。

2 事業者は、前項の規定により第三者へ委託等した場合において、当該各種事前調査又は本庁舎・港湾会館の設計若しくは施工の一部について当該第三者がさらに他の第三者に委託等（以下「再委託等」といい、再委託等を受けた者による第三者に対する委託等も同様とする。）するときは、組合に対して、事前にその旨を通知しなければならない。

3 前2項の規定に基づく第三者への委託等（再委託等を含む。）は、全て事業者の責任において行うものとする。

4 事業者は、委託等（再委託等を含む。）を行う第三者を変更する場合、前3項の規定に従うものとする。

(事業者による工事監理者の設置)

第19条 事業者は、本件工事に着手する前に、自らの責任及び費用により事業実施場所に建築基準法第5条の4に規定する工事監理者を設置し、設置後速やかに組合に対して当該設置に係る事実確認を証する書類を提出するものとする。

2 前項の工事監理者は、本庁舎・港湾会館の建設業務を行う者と同じのもの又は資本面若しくは人事面において関連のあるものであってはならない。

3 事業者は、組合が要請したときは、工事監理の状況を随時報告するものとする。

4 事業者は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守する上で必要となる協力を行うものとする。

(工事現場の安全管理)

第20条 事業者は、工事現場における安全管理及び警備等に努めるものとする。

2 本件工事の施工に関し、事業者、構成員若しくは協力会社の労働者が災害を被り又は建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該追加費用は事業者が負担する。ただし、不可抗力による場合、第93条の規定するところの負担割合により算出される額を、組合及び事業者が負担するものとする。

(関連工事の調整)

第21条 組合は、事業者の実施する本件工事と組合の発注に係る第三者の施工する他の工事とが施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、これらの施工につき調整を行うものとする。この場合においては、事業者は、組合の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(建設に伴う周辺調整及び住民対応)

第22条 事業者は、本契約締結日から本件工事の着工までの間に、自己の責任及び費用において、本件工事により周辺住民が受ける生活環境への影響並びに組合管理施設の利用者及び入居者(以下、本節においてかかる利用者及び入居者を「利用者等」という。)が受ける影響を検討し、合理的に要求される範囲の内容について組合及び周辺住民との調整(以下「周辺調整」という。)を実施する。

2 前項に定める周辺調整の実施について、事業者は、組合に対して事前に内容を報告するとともに、その結果について報告するものとする。

3 事業者は、組合の承諾を得ない限り、周辺調整の不調を理由として別紙2「業務概要書」で示された業務内容、事業提案書で示された内容及び確認された設計図書の変更をすることはできない。

4 周辺調整の結果、事業者が生じた費用(工事完工予定日に変更されたことにより発生する費用も含む。)については、事業者が負担するものとする。ただし、本庁舎・港湾会館に係る本事業の実施につき、組合が設定した条件に直接起因するものについては組合が負担するものとする。

5 組合は、本庁舎・港湾会館の設置について周辺住民及び利用者等の対応の窓口となるものとし、事業者は合理的な範囲でこれに協力するものとする。事業者は、本件工事の実施について周辺住民及び利用者等の対応の窓口となるものとし、組合は合理的な範囲でこれに協力するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、事業者は、周辺住民又は利用者等から、本庁舎・港湾会館の設置又は本件工事の実施について苦情等が申し入れられた場合には、事業者は、組合に対して、直ちに内容を報告するとともに、事業者自身で責任をもってこれに対処し、その結果について組合に報告するものとする。ただし、事業者は、かかる処理の決定及び実施に関して、必要に応じて組合に対して協議を申し入れることができるものとし、組合は合理的な範囲で事業者に協力するものとする。

(ユーティリティの確保)

第23条 事業者は、自らの責任と費用において、募集要項等に従い本事業の実施のために必要な電気、ガス、水道、電話等の確保及び下水道への接続その他ユーティリティの確保につき関係者と十分な調整の上、行うものとする。

(仮設施設の整備等)

第24条 事業者は、本件工事に伴い仮設施設が必要となる場合、必要に応じて当該仮設施設を設置した上で、組合からの要求がある場合、これを無償で組合又は組合が指定する第三者に使用させるものとする。なお、仮設施設の整備及び維持管理に係る費用のうち、本件工事に係る仮設施設の整備及び維持管理に係る費用は、サービス購入費A・B・Cに含まれるものとみなす。

2 組合は、善良なる管理者の注意義務をもって、仮設施設を使用するものとする。

第2節 組合による工事確認

(組合による説明要求及び建設現場立会い等)

第25条 組合は、工事施工時のモニタリングとして事業者に対する事前の通知により、本庁舎・港湾会館が確認された設計図書に従い建設されていることを把握するため、本庁舎・港湾会館の建設状況その他について、事業者の説明を求め、又は事業用地内に立ち入り、立会いの上、建設状況を把握することができるものとする。

2 事業者は、組合が前項に規定する建設状況その他についての説明及び立会いを実施する場合、最大限の協力を行うものとし、組合に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行うものとする。

3 事業者は、本庁舎・港湾会館の建設の進捗状況に関し、組合に報告するものとする。

4 組合は、前3項の結果、建設状況が本契約、確認された設計図書及び本契約締結に至るまでの合意事項、事業提案書の内容と客観的に相違があると合理的に判断した場合、事業者に対してその是正を求めるものとし、事業者はこれに従うものとする。

(中間確認)

第26条 組合は、本庁舎・港湾会館が確認された設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、工事施工時のモニタリングとして必要な事項に関する中間確認を実施する。この場合、その内容について、事前に組合及び事業者で協議するものとする。

2 組合は、中間確認の結果、建設状況が本契約、確認された設計図書及び本契約締結に至るまでの合意事項、事業提案書の内容と客観的に相違があると合理的に判断した場合、事業者に対してその是正を求めるものとし、事業者はこれに従うものとする。

第3節 工期又は工程の変更

(工期等の変更)

第27条 組合又は事業者は、第17条に規定する確認後の施工計画書(本契約に基づき変更されたものを含む。)に記載された工期又は工程(以下「工期又は工程」という。)の変更が必要となるおそれが生じた場合は、その旨を相手方に通知しなければならない。

2 組合及び事業者は、前項の通知の後速やかに、工事完工予定日までに本庁舎・港湾会館が完工できるような方策について協議するものとする。

3 前項の場合に、組合又は事業者は、工期又は工程の変更を求める場合は、変更の理由及び当該理由を生じさせた原因の詳細を相手方に通知するものとする。

4 前項において通知された理由が次に掲げる事由のいずれかである場合は、組合及び事業者は、合意により、工期又は工程、工事完工予定日及び維持管理・運営開始予定日を合理的な範囲で変更することができるものとする。

(1) 不可抗力の発生

(2) 法令等変更

(3) 第29条第1項に基づく、組合の判断による工事中断

(4) 本契約中において特に定める事由

(5) 前各号に定めるもののほか、組合及び事業者が工期又は工程の変更の必要があると認めた場合

(工事完工の遅延による費用等の負担)

第28条 工事完工日が工事完工予定日(本契約に基づいて工事完工予定日に変更された場合には、当該変更後の工事完工予定日を指す。ただし、第29条第1項等事業者の責めに帰すべき事由により変更された場合は当初の工事完工予定日とする。)より遅延した場合、組合及び事業者は、以下の各号に従い、当該遅延により生ずる損害及び費用を負担する。

(1) 事業者帰責の場合

事業者の責めに帰すべき事由による場合、事業者が生じた損害及び費用は、事業者が負担する。また、事業者は、その遅延に起因して工事完工日までに組合が負担した増加費用及び工事完工予定日における本庁舎・港湾会館未完成部分相当額につき遅延日数に応じ年3.4%の割合で計算した金額から成る遅延損害金を組合に支払うものとする。なお、この年率は、遅延利息支払時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する率の改定に従い改定するものとする。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。この場合、組合は、事業者に対する当該遅延損害金支払請求権と、組合が事業者に対して負うサービス購入費A・B・Cの支払債務とを、対等額で相殺することにより決済することができる。

(2) 組合帰責の場合

組合の責めに帰すべき事由による場合、組合は、当該遅延に伴い事業者において生ずる合理的な損害及び費用を負担するものとし、組合と事業者との間の協議により決定されるところに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。

(3) 法令等変更の場合

法令等変更による場合、当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第89条に定めるところの負担割合により算出される額は、組合及び事業者がそれぞれこれを負担するものとする。

(4) 不可抗力の場合

不可抗力による場合、当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第93条に定めるところの負担割合により算出される額は、組合及び事業者がこれを負担するものとする。

- 2 本契約の定めるところに従って工事完工予定日が変更された場合（事業者の責めに帰すべき事由により変更された場合を除く。）には、本条の遅延損害金は、組合と事業者とが合意の上変更した工事完工予定日より遅れたときに、発生するものとする。

（工事の中断）

第29条 組合は、次に掲げる事由が発生し、かつ、かかる事由を直ちに解消することが不可能であると組合が合理的に判断した場合、事業者に対して本件工事の全部又は一部の施工の中断を指示することができる。この場合、事業者は、速やかに工事中断の指示に係る部分の本件工事を中断し、組合から中断の解除通知があるまでこれを再開することができないものとする。

- (1) 事業者による本件工事の実施が本契約、募集要項等、事業提案書、確認された設計図書又は法令等に違反していると組合が合理的に判断した場合
- (2) 本件工事の保安上又は地元住民の健康上若しくは近隣地域の環境保全上、本件工事の中断が必要であると組合が合理的に判断した場合
- (3) 前2号の規定に定めるもののほか、本件工事を中断すべき緊急の事由が生じたときと組合が合理的に判断した場合

- 2 事業者は、自らの責めに帰さない事由により工事中断がなされている場合において、中断の原因たる事由が消滅したときは、組合に対し工事中断の解消及び当該中断により生じる工事工程の見直し及びサービス購入費A・B・Cの変更について協議を申し入れることができるものとする。この場合において、組合が当該協議の申入れから30日以上協議を開始せず、又は協議開始から90日以上本件工事の再開を通知しないときは、事業者は、組合に対し、書面で通知して、本契約を解除することができるものとする。

- 3 事業者は、前項後段に規定する場合、第79条第4項の規定を準用して、事業者が被った損害（前項に定める中断解消等に関する協議の開始日以降に事業者が負担した費用、本庁舎・港湾会館の出来形部分に相応する代金を含む。）の賠償を組合に求めることができるものとする。

（本件工事において第三者に及ぼした損害）

第30条 事業者は、自らの責めに帰すべき事由により、本件工事の施工において第三者に損害（通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。以下本条において同じ。）を及ぼした場合、当該損害額を合理的な範囲で当該第三者に対して賠償しなければならない。組合は責任及び費用を一切負担しない。

- 2 前項以外の事由により、本件工事の施工において第三者に損害を及ぼすことが想定される場合、事業者は、かかる損害について組合に対して報告するものとする。

- 3 第1項以外の事由により本件工事の施工において第三者に損害を及ぼした場合、組合及び事業者は、前項の報告を踏まえて協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定するものとする。

- 4 前項の損害額の支払い方法は、まず事業者が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし、組合は、事業者からの請求に基づき、前項の協議により決定した負担割合相当額を事業者に対して支払うものとする。

第4節 本庁舎・港湾会館の完工及び引渡し

(事業者による完成検査)

第31条 事業者は、自らの責任と費用において、本庁舎・港湾会館が確認された設計図書に従い建設されているかどうかを確認することを目的として、平成22年2月19日までに、本件工事の完工検査並びに本庁舎・港湾会館の維持管理・運営に必要な備品が整備されているかについての検査(以下「完工検査」を含む概念として「完成検査」と総称する。)を行うものとする。ただし、組合及び事業者は、第27条の規定により工事工程が変更された場合、当該期日の変更について協議するものとする。

- 2 事業者は、本庁舎・港湾会館の完成検査の日程を事前に組合に対して通知するものとする。
- 3 組合は、事業者が第1項の規定に従い行う完成検査へ立ち会うことができるものとする。
- 4 事業者は、完成検査の終了後、検査を受けた備品について、備品台帳を作成するものとする。
- 5 事業者は、完成検査に対する組合の立会いの有無を問わず、組合に対して完成検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

(組合による本庁舎・港湾会館等の完工確認)

第32条 組合は、事業者から前条第5項に規定する報告を受けた場合、本庁舎・港湾会館が確認された設計図書に従い建設されているかどうかを確認することを目的として、報告を受けた日から14日以内に、別紙6「完工確認事項」に規定する図書等をもとに完工確認(モニタリング)を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。

- 2 完工確認の具体的な方法は、事前に組合と事業者との協議により定めるものとする。
- 3 組合は、完工確認の結果、本庁舎・港湾会館の状況と、本契約、募集要項等、事業提案書又は提出図書の内容との間に相違があると合理的に確認した場合、文書により通知し、事業者に対してその是正を求めることができる。事業者は、かかる通知を受けた場合、組合に協議を申し入れることができる。組合は、当該協議に基づき当該相違がないものと判断した場合には、通知時に遡って撤回するものとする。事業者がかかる協議、相違の有無の検討等に要した費用は、相違の有無にかかわらず事業者の負担とする。
- 4 前項の協議又は是正に起因して、本件工事の完工確認が工事完工予定日より遅れることが見込まれる場合には、第27条及び第28条の規定に従うものとする。

(組合による完工確認書の発行)

第33条 組合は、前条の規定に基づく確認を行い、本庁舎・港湾会館が別紙4「提出図書概要」に規定する完成図に従い建設されていることを確認した場合、確認後7日以内に、事業者に対して完工確認書の発行を行うものとする。

- 2 組合は、前項の手続の実施を理由として、事業者の業務の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

(本庁舎・港湾会館の引渡し)

第34条 組合が前条に規定する完工確認書を事業者に交付した場合で、次に掲げる要件を全て満たしていることを確認した場合、事業者は、速やかに本庁舎・港湾会館を組合に引渡し、組合は所有権を取得するものとする。

- (1) 事業者から組合へ別紙4「提出図書概要」に規定する完成図及び施設の保全に係る資料が

提出されていること。

- (2) 本契約、募集要項等及び事業提案書に従い本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務を実施することが可能であると合理的に判断されること。
 - (3) 事業者から組合へ第44条に規定する維持管理・運営業務計画書が提出され、組合の承諾を得ていること。
- 2 事業者は、本庁舎・港湾会館について、組合が建物表題登記及び建物保存登記する場合、必要となる書類の作成に協力するものとする。
 - 3 組合は、前項の引渡し以降においても、事業者が本庁舎・港湾会館の運営に必要な備品を本庁舎・港湾会館内又は事業用地上に置くことを認める。

(瑕疵担保責任)

- 第35条 本庁舎・港湾会館に瑕疵があるときは、組合は、本庁舎・港湾会館の引渡しを受けてから別紙7「瑕疵担保」に規定される期間が経過するまでの間は、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵を修補するよう文書により請求することができ、この場合事業者は直ちに修補を行うものとする。ただし、当該瑕疵が組合の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りではない。また、事業者が、同期間内に本庁舎・港湾会館に瑕疵を発見したときは、組合に文書により通知するものとする。なお、本庁舎・港湾会館において発生する不具合事象のうち、通常の経年的な劣化により生ずるものは本条の瑕疵には含まないものとする。
- 2 事業者は、前項の瑕疵補修の請求文書を受領した場合、組合に対して協議を申し入れることができる。組合は、当該協議に基づき瑕疵がないものと判断した場合には、前項の請求文書の発送時に遡ってこれを撤回するものとする。事業者がかかる協議、瑕疵の有無の検討等に要した費用は、瑕疵の有無にかかわらず事業者の負担とする。
 - 3 事業者は、住友林業株式会社又は中央電気工事株式会社をして、瑕疵の修補をさせることができない場合には、第三者をして当該瑕疵を修補させるものとする。ただし、組合は、合理的な理由がある場合、第三者をして当該瑕疵を修補させ、その費用を事業者に請求しうるものとする。
 - 4 第1項本文及び前項の場合、事業者は当該瑕疵に起因して組合が被った一切の損害（前項ただし書きに基づき組合が当該瑕疵を修補するために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。
 - 5 事業者は、本条に基づく事業者の債務を組合に対して保証する旨を規定した保証書を、住友林業株式会社及び中央電気工事株式会社から徴収し、工事完工日後速やかに組合に差し入れるものとする。

第5節 現本庁舎等からの引越し

(現本庁舎等からの引越し)

- 第36条 事業者は、本契約、募集要項等及び事業提案書並びに提出図書に従い、現本庁舎等から備品及び組合と事業者との協議により発生した物品を本庁舎へ適切に移動及び設置し（かかる移動及び設置を「現本庁舎等からの引越し」という。）その他必要となる備品を自らの責任と費用において設置するものとする。
- 2 現本庁舎等からの引越しに必要な手段及び別紙4「提出図書概要」に規定する引越し計画に

については、組合と事業者との協議により決定するものとする。

3 現本庁舎等からの引越しの開始に当たっては、次に掲げる要件が全て満たされていないものとする。なお、必要となる備品の設置については、現本庁舎等からの引越しの進捗状況に応じて、事業者が適宜設置するものとする。

- (1) 第33条に規定する完工確認書が発行されていること。
- (2) 組合と事業者との協議により必要となる物品が確定していること。
- (3) 別紙4「提出図書概要」に規定する引越し計画が確定していること。

第6節 現本庁舎及び現港湾会館の解体・撤去

(現本庁舎・現港湾会館の解体・撤去)

第37条 事業者は、本契約、募集要項等及び事業提案書並びに提出図書に従い、現本庁舎・現港湾会館を解体・撤去(以下「解体・撤去」という。)するものとする。

2 解体・撤去の開始に当たっては、次に掲げる要件が全て満たされていないものとする。

- (1) 本庁舎・港湾会館の維持管理・運營業務が開始されていること。
- (2) 事業者が別紙4「提出図書概要」に規定する実施工程表を提出し、組合の確認を受けていること。

3 事業者は、解体・撤去の進捗状況報告書を作成し、毎月組合に提出するものとする。

4 事業者は、解体・撤去を終了したときは、速やかに組合の確認を受けるものとし、組合による確認後、組合に解体・撤去完了届を提出するものとする。

5 組合が本契約締結前に事業者に現本庁舎・現港湾会館についての情報として提示した資料と現況が著しく異なるときは、その取り扱いについて、組合と事業者が速やかに協議して定めるものとする。

6 前項に規定する場合において、解体・撤去に係る本庁舎・港湾会館の整備費につき追加的な費用が発生したときには、組合が当該追加的費用を合理的な範囲で負担するものとし、解体・撤去に係る本庁舎・港湾会館の整備費が減少した場合には、サービス購入費A・B・Cから、かかる減少分相当額が減額されるようサービス購入費A・B・Cを改定するものとする。

第6章 本庁舎・港湾会館の維持管理及び運営

第1節 総則

(管理委託)

第38条 組合は、法令等、港湾会館施設(仮称)条例、本契約、募集要項等及び事業提案書に基づき、事業者の本庁舎・港湾会館の管理を委託し、事業者はこれを受託する。

2 事業者は、法令等、港湾会館施設(仮称)条例、本契約、募集要項等、事業提案書及び第47条に規定する管理使用規則に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、自らの責任と費用において、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

3 組合は、第1項に定める管理の委託に基づき、管理人室を事業者に無償で使用させるものとする。

(指定管理者による管理)

第39条 組合は、地方自治法及び港湾会館施設(仮称)条例に基づき、事業者は、次に掲げる港湾会館の管理に関する業務を行わせるものとする。

- (1) 港湾会館の施設の使用の許可等に関する事。
- (2) 前条に規定する事業の実施に関する事。
- (3) 港湾会館の維持管理に関する事。
- (4) その他組合が定める業務

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法第244条の2第11項の規定により、事業者の指定管理者の指定が取り消された場合、事業者は、前項各号の全ての業務を行ってはならず、業務の引継ぎ等について組合の指示に従うものとする。また、組合が同法同条同項により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合、当該期間中、事業者は、停止を命じられた業務に対応する範囲で前項各号の業務を行ってはならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第40条 事業者は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、期間を定めて、管理業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、停止を命じられた業務に対応する範囲で、本契約の履行を行ってはならない。事業者は、業務を停止するに当たり、業務の引継ぎ等について組合の指示に従うものとする。

- 2 前項により事業者が履行できない本契約上の事業者の業務については、停止を命じられている期間中、組合が自ら又は第三者に委託して行うことができる。
- 3 事業者は、前項に従い組合が自ら又は第三者に委託して本契約上の事業者の業務を実施した場合、組合が当該業務の実施に要した費用を組合に支払わなければならない。
- 4 前2項の規定は、別紙12「業務不履行時等の措置及びサービス購入費Dの減額方法」の規定に基づきサービス購入費Dを減額し、又は組合に前項の費用に相当する金額以上の損害が生じたときにこれを事業者に請求することを妨げるものではない。
- 5 組合は、本契約が第9章第2節の規定により解除されたときは、所定の手続により事業者の指定管理者の指定を取り消すものとする。

(入館団体事務室の使用許可)

第41条 組合は、入館団体事務室を、入館団体に使用させることができる。

- 2 前項の入館団体の使用許可は組合が行い、入館団体事務室の使用に係る使用料及び管理費は組合の収入とする。
- 3 入館団体が入館団体事務室を使用するに当たり、港湾会館の一部を破損し、又はその他事業者に損害を与えた場合、組合は、事業者が求めたときは、当該損害を生じさせた入館団体に対し、使用許可に基づき損害の賠償を請求するものとし、これにより得た賠償金相当額を事業者に支払うものとするが、組合は、当該損害につき、その他何らの責任も負わない。

(緊急時の本庁舎・港湾会館の使用等)

第42条 組合が法令等又はその判断により、不可抗力の発生又は発生のおそれが生じ、本庁舎・港湾会館を県民及び市民の避難施設等として使用することが必要と認めるときは、その理由及び使用に必要な範囲、期限等を事業者へ通知し、無償で使用することができるものとする。なお、本項の通知は、緊急のときは書面によることを要せず、事後速やかに書面により通知する

ものとする。

- 2 事業者は、前項の通知を受けたときは、通知の内容に従い、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務の全部又は一部を停止し、本庁舎・港湾会館を組合に提供しなければならない。
- 3 前項の規定に基づき事業者が本庁舎・港湾会館を組合に提供した場合、提供に係る部分の本庁舎・港湾会館の維持管理のための費用は、当該組合の使用による追加的な費用及び光熱水費を含め、組合が負担する。
- 4 事業者は、第2項の規定に従い組合に本庁舎・港湾会館を提供することを担保するため、港湾会館の利用者による利用に関し、第1項により組合が本庁舎・港湾会館の使用を事業者に通知したときは、必要な範囲で利用の許可が取り消され、又は速やかに港湾会館の利用を終了することを利用者に表示しなければならない。

(労働安全衛生管理)

第43条 事業者は、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営期間を通じて、法令等を遵守し、本契約、募集要項等及び事業提案書に従って、労働安全衛生の管理に努めなければならない。

(維持管理・運営業務計画書の提出及び承諾)

- 第44条 事業者は、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営開始予定日の60日前までに、本契約、募集要項等及び事業提案書に従って、別紙8「維持管理・運営業務計画書」に規定する維持管理・運営業務計画書を作成し、組合に提出しなければならない。
- 2 組合は、前項の規定に基づき提出された維持管理・運営業務計画書が本契約、募集要項等、事業提案書及び法令等を遵守しているか否かにつき検討し、提出から14日以内に、事業者に対して当該維持管理・運営業務計画書を承諾する旨又は違反等があるため承諾しない旨を不適切な部分及び理由を指摘して通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた後7日以内に、事業者は、組合に協議を申し入れることができるものとする。組合は、かかる協議の結果に基づき維持管理・運営業務計画書の変更が必要と判断した場合には、事業者に対して維持管理・運営業務計画書の変更の指示を行う。また、前項の通知後7日目までに事業者が組合に対して協議を申し入れなかった場合には、組合が当該日をもって事業者に対して前項の通知に記載された通り維持管理・運営業務計画書の変更の指示を行ったものとみなす。
 - 4 事業者は、前項による組合の維持管理・運営業務計画書の変更の指示を受けた日から14日以内に、自らの責任及び費用をもって維持管理・運営業務計画書を変更し、組合の承諾を得なければならない。
 - 5 前項記載の維持管理・運営業務計画書の変更又はそれ以外の維持管理・運営期間中における維持管理・運営業務計画書の改定若しくは変更(かかる維持管理・運営業務計画書の変更等を「維持管理・運営業務計画書の変更」と総称する。)に当たっては、前4項の規定に従うものとする。この場合、第1項の「維持管理・運営開始予定日の60日前」を「組合と事業者が協議して定める維持管理・運営業務計画書の変更予定日につき組合が相当と定める日前」と読み替えるものとする。

(本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務体制の整備)

第45条 事業者は、第34条に規定する本庁舎・港湾会館の引渡しに先立ち、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務の実施に必要な人員を確保し、かつ、維持管理・運営業務の実施に必

要な、教育訓練、研修等を完了するものとする。

(組合による本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務体制の確認)

第46条 事業者は、前条に規定する教育訓練、研修等を完了し、かつ、法令等、港湾会館施設(仮称)条例、本契約、募集要項等、事業提案書及び第44条により組合の承諾を受けた維持管理・運営業務計画書に従って本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務を実施することが可能となった段階で、組合に対して通知を行うものとする。

2 組合は、事業者から前項に規定する通知を受けた場合、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営開始に先立ち、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営の体制を確認するため、本庁舎・港湾会館に立ち入り調査し、事業者に報告を求めることができる。なお、事業者は、組合による調査に最大限協力しなければならない。

3 前項に規定する確認の結果、組合は、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営の体制が、法令等、港湾会館施設(仮称)条例、本契約、募集要項等、事業提案書及び第44条により組合の承諾を受けた維持管理・運営業務計画書に基づく条件を満たしていないと判断したときは、事業者に対して、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを理由を付して求めることができる。この場合において、組合は、事業者に対して確認のために必要な行為、作業等を求めることができるものとする。

4 前項の場合において、事業者は、組合に協議を申し入れることができるものとする。

5 事業者は、維持管理・運営業務に従事するもの(以下「従事職員」という。)の名簿を組合に提出し、従事職員の異動があった場合、その都度報告しなければならない。

6 組合は、従事職員がその業務を行うのに不相当と認められる時は、その事由を明記して、事業者に対しその交替を請求することができる。

(管理使用規則)

第47条 組合及び事業者は、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営開始予定日の60日前までに、港湾会館施設(仮称)条例、本契約、募集要項等及び事業提案書に基づき、本庁舎・港湾会館、事業用地及び本庁舎・港湾会館の附属施設の管理及び使用に関する規則(以下「管理使用規則」という。)を定めるものとする。

(第三者への委託等)

第48条 事業者は、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務を実施するに当たり、事前に組合に通知し、組合の承諾を得た場合に限り、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務の全部又は一部を第三者に委託等することができるものとする。ただし、第三者が構成員又は協力会社の場合は、かかる組合の事前の承諾は不要とし、事業者による組合への事前の通知により委託等を行うことができるものとする。

2 事業者は、前項の規定により第三者へ委託等した場合において、本庁舎・港湾会館の維持管理及び運営について当該第三者がさらに他の第三者に再委託等するときは、組合に対して事前にその旨を通知し、組合の承諾を得なければならない。

3 前2項の規定に基づく第三者への委託等(再委託等を含む。)は、全て事業者の責任において行うものとする。

4 事業者は、委託等(再委託等を含む。)を行う第三者を変更する場合、前3項の規定に従うものとする。

(維持管理・運営業務において第三者に及ぼした損害)

第49条 事業者は、自らの責めに帰すべき事由により、維持管理・運営業務において第三者に損害を及ぼした場合、当該損害額を当該第三者に対して賠償しなければならない。

2 前項以外の事由により、維持管理・運営業務において第三者に損害(通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。以下本条において同じ。)を及ぼすことが想定される場合、事業者は、かかる損害について組合に対して報告するものとする。

3 第1項以外の事由により維持管理・運営業務において第三者に損害を及ぼした場合又は前項の報告を踏まえ、組合及び事業者は協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定するものとする。

4 前項の損害額の支払い方法は、まず事業者が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし、組合は、事業者からの請求に基づき、前項の協議により決定した負担割合相当額を事業者に対して支払うものとする。

(本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務に伴う住民対応)

第50条 組合は、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務について、住民対応の窓口となるものとする。対応策の実施については、維持管理・運営期間中事業者が合理的な範囲でこれを実施するものとし、その範囲については組合及び事業者で協議の上定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務の実施について、事業者に住民から苦情等が申し入れられた場合には、事業者は、組合に対して、直ちに内容を報告するとともに、事業者自身で責任をもってこれに対処し、その結果について組合に報告するものとする。ただし、事業者は、かかる処理の決定及び実施に関して、必要に応じて組合に対して協議を申し入れることができるものとし、組合は合理的な範囲で事業者に必要な協力を行うものとする。

(情報公開)

第51条 事業者は、本庁舎・港湾会館の管理に関する情報について、十分な公開を確保し、本契約に従って実施する業務のうち指定管理者として行う業務について、県民等からの情報の開示の申出に適切に対応しなければならない。

2 事業者は、情報公開に関し、基本的事項を定めた要綱等及び事務処理の詳細について定めた実施要綱等を組合の承認を得て作成し、これらに従って情報公開に係る事務を取り扱わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第52条 事業者は、本事業の履行に伴い個人情報を取り扱う場合、法令等に従うほか、組合の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。

(維持管理・運営開始の遅延による費用等の負担)

第53条 本件工事の工事完工の遅延により第28条が適用される場合を除き(維持管理・運営開始の遅延日数が工事完工の遅延日数と同数以下の場合に限る。)維持管理・運営開始予定日に本庁舎・港湾会館の維持管理・運営開始が遅延した場合、組合及び事業者は、以下の各号に

従い、当該遅延により生ずる損害及び費用を負担する。

(1) 事業者帰責の場合

事業者の責めに帰すべき事由による場合、事業者は、維持管理・運営開始予定日から実際に本庁舎・港湾会館の維持管理・運営が開始された維持管理・運営開始日までの期間（両日を含む。）において、組合が負担した増加費用及び損害に相当する額を負担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額につき年3.4%の割合で計算した遅延損害金を組合に対して負担するものとする。なお、この年率は、遅延利息支払時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する率の改定に従い改定するものとする。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。この場合、組合は、事業者に対する当該遅延損害金支払債権と、組合が事業者に対して負うサービス購入費A・B・Cの支払債務とを、対等額で相殺することにより決済することができる。

(2) 組合帰責の場合

組合の責めに帰すべき事由による場合、組合は、当該遅延に伴い事業者において生ずる合理的な損害及び費用を負担するものとし、組合と事業者との間の協議により決定されるところに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。

(3) 法令等変更の場合

法令等変更による場合、当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第89条に定めるところの負担割合により算出される額は、組合及び事業者がそれぞれこれを負担するものとする。

(4) 不可抗力の場合

不可抗力による場合、当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第93条に定めるところの負担割合により算出される額は、組合及び事業者がこれを負担するものとする。

- 2 本契約の定めるところに従って維持管理・運営開始予定日が変更された場合（事業者の責めに帰すべき事由により変更された場合を除く。）には、本条の遅延損害金は、組合と事業者とが合意の上変更した維持管理・運営開始予定日より遅れたときに、発生するものとする。

第2節 維持管理・運営

（本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務）

- 第54条 事業者は、本事業を滞りなく遂行できるように、法令等、港湾会館施設（仮称）条例、本契約、募集要項等、事業提案書、管理使用規則及び本契約締結に至るまでの合意事項に従って、維持管理・運営業務を実施するとともに、その機能を維持するために必要となる本庁舎・港湾会館の点検保守、修繕、模様替え、改良等の適切な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、合理的な理由がある場合、組合と協議の上、要求水準書、事業提案書又は第44条第1項に規定される維持管理・運営業務計画書に規定された維持管理及び運営の方法を変更することができる。この変更起因して事業者の費用の増減が生じたときは、組合及び事業者が協議の上、負担割合について定めるものとする。
- 3 組合は、事業者に対し、要求水準書、事業提案書又は第44条第1項に規定される維持管理・運営業務計画書に規定された維持管理又は運営の方法の変更を求めることができる。変更を求める場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について事業者の合意を得るものとする。
- 4 前項の変更が組合の責めに帰すべき事由による場合で、この変更起因して本庁舎・港湾会館の管理運営費につき追加的な費用（維持管理・運営期間が延長されたことによる追加の費用

を含むがこれに限定されない。)が発生したときには、組合が当該追加費用を合理的な範囲で負担するものとする。

- 5 第3項の変更が組合及び事業者の責めに帰すことのできない事由による場合で、この変更起因して事業者に追加的な費用が生じたときは、双方協議の上、負担割合につき定めるものとする。
- 6 第2項又は第3項に基づいて本庁舎・港湾会館の維持管理又は運営の方法が変更され、これにより管理運営費が減少した場合、サービス購入費Dからかかる減少分相当額が減額されるものとする。

(本庁舎・港湾会館の保守・修繕)

- 第55条 事業者は、法令等、港湾会館施設(仮称)条例、本契約、募集要項等、事業提案書及び維持管理・運營業務計画書に従い、本庁舎・港湾会館の保守・修繕を、自らの責任と費用において実施するものとする。ただし、組合の責めに帰すべき事由により本庁舎・港湾会館の保守・修繕を行った場合、組合は、これに要した一切の費用を負担するものとする。
- 2 事業者が、維持管理・運營業務計画書にない本庁舎・港湾会館の保守・修繕又は本庁舎・港湾会館に重大な影響を及ぼす保守・修繕を行う場合、事前に組合に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、組合の事前の承諾を得るものとする。
 - 3 事業者が本庁舎・港湾会館の保守・修繕を行い、提出図書に変更を及ぼす場合については、改定した設計書、完成図等の提出図書を組合に対して提出し、確認を受けるものとする。

(備品の管理及び更新)

- 第56条 事業者は、法令等、港湾会館施設(仮称)条例、本契約、募集要項等、事業提案書及び維持管理・運營業務計画書に従い、備品台帳により、備品(ただし、組合の管理する備品を除く。以下本条において同じ。)の管理及び更新を行うものとする。
- 2 事業者は、備品を更新するときは、組合の検査を受けて合格したものを本庁舎・港湾会館に設置して更新しなければならない。
 - 3 事業者は、リースによる方法で、更新に係る備品の調達を行うことができる。ただし、リースの方法による場合、事業者は、本契約終了時(中途解約による終了を含む。)において、リースの方法により調達した当該備品又はその同等品を用意し、無償で組合に引き渡さなければならない。
 - 4 更新した備品は、第2項による本庁舎・港湾会館への設置をもって組合に引き渡したものとみなし、設置のときに組合にその所有権が移転するものとする。ただし、リースの方法により調達した備品については、組合に占有のみが移転するものとする。
 - 5 組合は、第2項により更新した備品(リースの方法により調達したものを含む。)に瑕疵があった場合、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、組合は修補の請求に代え損害賠償を請求するものとする。
 - 6 前項の規定にかかわらず、事業者は、瑕疵の修補又は損害の賠償に代えて、組合が承認する代替物の提供により、本項の義務を履行することを請求することができる。
 - 7 第5項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第4項の規定により当該備品を本庁舎・港湾会館に設置した日から10年以内に、これを行わなければならない。
 - 8 組合は、本庁舎・港湾会館への設置の際に瑕疵があることを知ったときは、第5項の規定に

かかわらず、その旨を遅滞なく事業者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。

- 9 組合は、更新に係る備品が第5項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第7項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から1年以内に第5項の権利を行使しなければならない。
- 10 事業者は、備品更新の都度、第5項の事業者の債務を保証する保証書を事業者から委託を受けて備品の調達業務を担当する者から徴求し組合に差し入れなければならない。

(業務報告)

- 第57条 事業者は、法令等、港湾会館施設(仮称)条例、本契約、募集要項等及び事業提案書に基づき、別紙9「業務報告書」に規定する業務報告書を作成し、組合に提出しなければならない。
- 2 事業者は、前項の報告及び提出のほか、事業用地の中で発生した事故、周辺住民又は本庁舎・港湾会館利用者その他の第三者からの切迫した苦情等、当該苦情等への対応など、組合への報告に緊急性を要する事項については、随時報告を行うものとする。

第3節 本庁舎福利厚生諸室運営業務

(本庁舎福利厚生諸室運営業務)

- 第58条 事業者は、法令等、本契約、募集要項等、事業提案書及び維持管理・運営業務計画書に従って、本庁舎福利厚生諸室運営業務を実施するものとする。
- 2 事業者は、本庁舎福利厚生諸室運営業務について、独立採算により実施しなければならない。
- 3 前項の場合において、その対価の決定については、募集要項等及び事業提案書をもとに、組合、名古屋港管理職員組合互助会(以下「互助会」という。)及び事業者が協議して定めるものとする。

(互助会との契約)

- 第59条 組合は、本庁舎・港湾会館の引渡し後に、地方公務員法(昭和25年法律第261号。その後の改正を含む。)第42条に規定する厚生制度に基づき、事業者をして本庁舎福利厚生諸室を運営させるため、互助会をして、事業者に対して本庁舎福利厚生諸室の運営業務を委託するものとする。
- 2 前項の場合において、互助会と事業者は、本庁舎福利厚生諸室の名古屋港管理組合職員食堂の運営について、別途業務委託契約を締結するものとし、業務委託契約は別紙10「食堂運営業務委託条件規定書」と実質的に同一の内容のものとする。

(本庁舎福利厚生諸室の使用)

- 第60条 組合は、本庁舎福利厚生諸室の管理に係る事業用地、本庁舎・港湾会館又は別に定める設備、備品(事業者が設置する自動販売機を除く。以下「福利厚生諸室等」という。)を、前条第2項に定める業務委託契約に基づき、事業者に無償で使用させるものとする。
- 2 事業者は、前項に掲げる福利厚生諸室等以外の設備及び備品について、自らの責任と費用で用意しなければならない。
- 3 事業者は、福利厚生諸室等を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(事業継続義務)

第61条 事業者は、本契約の有効期間中、本庁舎福利厚生諸室運営業務を中止又は放棄してはならない。

- 2 事業者は、職員数の大幅な減少等の組合の責に帰すべき事由により、本庁舎福利厚生諸室の利用者数が大幅に減少し、本庁舎福利厚生諸室運営業務の事業継続に支障をきたすと判断する場合には、必要に応じて組合に対して、当該業務の要求水準の見直し等について協議することができる。

第4節 港湾会館運営業務

(貸会議室運営業務)

第62条 事業者は、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営開始予定日の半年前までに、法令等、港湾会館施設(仮称)条例、本契約、募集要項等、事業提案書、維持管理・運営業務計画書等に従って、貸会議室の使用許可に係る具体的な手続を設定し、組合にその内容について承認を得なければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する手続に従って、利用者に貸会議室を利用させるものとする。
- 3 事業者は、本契約、募集要項等、事業提案書及び維持管理・運営業務計画書に従って、利用者に貸会議室の附帯設備を貸し出すことができる。

(利用料金等の徴収)

第63条 事業者は、貸会議室の利用者から利用料金を、附帯設備の利用者から附帯設備料金を徴収する。事業者が徴収した利用料金及び附帯設備料金は、事業者の収入とする。

- 2 事業者は、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営開始予定日の半年前までに、法令等、港湾会館施設(仮称)条例、本契約、募集要項等、事業提案書、維持管理・運営業務計画書等に従って、利用料金及び附帯設備料金の具体的な徴収方法を設定し、組合にその内容について承認を得なければならない。
- 3 事業者は、前項により組合に承認を得た内容を変更する場合は、組合の承認を得なければならない。

(利用料金等の設定)

第64条 事業者は、貸会議室の事前予約の受付開始までに、維持管理・運営業務(開館前業務を除く。本条において同じ。)の開始時に適用する利用料金を、港湾会館施設(仮称)条例に規定された基準額を超えない範囲内で設定するものとする。この場合、事業者は、あらかじめ組合の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、貸会議室の事前予約の受付開始までに、維持管理・運営業務の開始時に適用する附帯設備料金を、募集要項等及び事業提案書に従い設定するものとする。この場合、事業者は、あらかじめ組合の承認を得なければならない。

(利用料金等の改定)

第65条 組合と事業者は、港湾会館の公の施設としての適正な施設運営を確保するため、毎年度、利用料金及び附帯設備料金の見直し等について協議を行うものとする。

- 2 事業者は、港湾会館施設(仮称)条例において上限に規定した基準額を超えない範囲内で、利用料金を改定することができる。この場合、事業者は、改定半年前までに組合に対してその

内容を通知し、組合の承認を得なければならない。

- 3 事業者は、港湾会館施設（仮称）条例に規定した基準額を超えて利用料金を改定する場合又は利用料金の項目を廃止若しくは新たに追加する場合、利用料金の改定又は料金項目の廃止若しくは追加について、組合と協議を行うものとする。かかる協議の結果、利用料金を改定又は利用料金の項目を廃止若しくは追加する場合、事業者は、組合の承認を得なければならない。
- 4 事業者は、附帯設備料金を改定する場合、改定半年前までに組合に対してその内容を通知し、組合の承認を得なければならない。本項により改定された附帯設備料金を改定する場合も同様とする。

（利便施設運営業務）

- 第66条 事業者は、法令等、港湾会館施設（仮称）条例、本契約、募集要項等、事業提案書及び維持管理・運営業務計画書に従い、利便施設運営業務を実施しなければならない。
- 2 組合は、事業者による利便施設運営業務の実施に必要な場所を、事業者に有償で使用させるものとする。
 - 3 事業者は、前項に基づく組合財産の使用期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもってこれを使用するものとする。
 - 4 事業者は、利便施設運営業務の実施のために投じた造作費、補修費等の必要費、改良費等の有益費及びその他の費用を支出したときでも、本契約又は組合財産に係る使用許可に特段の定めのある場合を除き、サービス購入費以外に何ら組合に支払いを請求しないものとする。

第5節 組合によるモニタリング

（モニタリングの実施）

- 第67条 組合は、自らの費用負担において、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務に関して、募集要項等に規定するサービスが提供されていることを確認するため、別紙11「モニタリングの実施」の規定に従い、定期的なモニタリング（以下「定期モニタリング」という。）を行うものとする。
- 2 組合は、前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には随時、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務について、維持管理・運営期間中、事業者に事前に通知した上で、事業者に対して説明を求め又は本庁舎・港湾会館においてその維持管理及び運営状況を立会いの上確認することができるものとする（以下「随時モニタリング」という。）
 - 3 組合は、事業者の機密事項に属する事項を除き、定期モニタリング及び随時モニタリング（以下「モニタリング」と総称する。）の結果を公表することができるものとする。
 - 4 事業者は、前3項に規定するモニタリングの実施及びモニタリングの結果の公表について、組合に対して最大限の協力を行わなければならない。

（業務不履行時の手続）

- 第68条 組合は、モニタリングの結果、事業者による維持管理・運営業務の内容が、本契約、募集要項等及び維持管理・運営業務計画書の水準を満たしていないこと（以下「業務不履行」という。）が判明した場合、別紙12「業務不履行時等の措置及びサービス購入費Dの減額方法」の規定に従い、事業者に対して当該業務不履行の是正勧告等を行うことができるものとし、また、第71条第1項に基づきサービス購入費Dの減額又は支払いの停止を行うことができるものとする。

- 2 組合は、前項の手續の実施を理由として、事業者の業務の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

第7章 サービス購入費の支払い

(サービス購入費の支払い)

第69条 組合は、事業期間において、事業者に対し別紙3「サービス購入費の支払方法」の規定に従い、サービス購入費を支払うものとする。

- 2 サービス購入費の計算は、サービス購入費A、サービス購入費B、サービス購入費C及びサービス購入費Dに分割して計算するものとする。

- 3 組合は、事業者に対して、別紙3「サービス購入費の支払方法」の規定に従い、事業者の業務遂行の対価として、第73条第2項に規定する請求に基づき、当該請求書を受領した日から30日以内(以下「支払期限日」という。)に、サービス購入費を支払わなければならない。

- 4 事業者は、前項の規定によるサービス購入費の支払いが遅れた場合においては、支払期限日の翌日(同日を含む。)から当該支払の完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、年3.4%の割合で計算した遅延損害金の支払いを組合に請求することができるものとする。なお、この年率は、遅延利息支払時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する率の改定に従い改定するものとする。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

- 5 本契約が第75条に定める契約期間満了前に終了した場合は、当該四半期のサービス購入費Dは日割りで計算して支払うものとする。

(サービス購入費の改定)

第70条 前条第1項に関わらず、業務に対するサービス購入費の支払額は、別紙13「サービス購入費の改定方法」の規定に従って改定される。

- 2 組合及び事業者は、別紙13「サービス購入費の改定方法」に定めるサービス購入費の算出方法で考慮されていない変動要素が生じた場合及び算出方法の前提条件とは大幅に異なる事態が生じた場合には、協議を行い、算出方法の見直しを検討するものとする。

- 3 前項の協議は、組合又は事業者からの申し入れにより実施するものとし、双方誠意をもって協議を行うものとする。

(サービス購入費の減額・支払停止)

第71条 第67条に基づくモニタリングによって、事業者による維持管理・運営業務について業務不履行が存在することが判明した場合、第68条に規定する是正勧告等の措置のほか、組合は別紙12「業務不履行時等の措置及びサービス購入費Dの減額方法」に定める手續に基づいてサービス購入費Dを減額又はその支払いを停止できるものとする。

- 2 組合は、前項の手續の実施を理由として、事業者の業務の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

(サービス購入費の返還)

第72条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、組合に対して、受領

したサービス購入費のうち当該虚偽記載がなければ組合が減額し得た金額相当額を、これに年3.4%の割合で計算した額を付加して返還しなければならない。なお、この年率は、遅延利息支払時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する率の改定に従い改定するものとする。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。また、組合は、事業者からの返還に代えて、未払いのサービス購入費からかかる返還額に相当する額を減額して支払うことができるものとする。

- 2 前項の虚偽の記載が意図的であることが判明した場合には、組合は、前項に規定する返還に相当する額の2倍の額を事業者をして組合に返還させ、又はサービス購入費から減額できるものとする。

(サービス購入費の請求の手続)

第73条 事業者は、各事業年度の四半期ごとに当該四半期の終了後速やかに、第57条に規定する四半期報告書を作成し、組合の確認を受けるものとする。

- 2 事業者は、組合の確認を得た後、これに基づいたサービス購入費の請求書を作成し、組合に請求するものとする。

第8章 契約保証

(契約保証)

第74条 事業者は、本庁舎・港湾会館の設計・建設業務において、整備費(消費税(消費税法(昭和63年法律第108号。その後の改正を含む。)に定める税をいう。)及び地方消費税(地方税法(昭和25年法律第226号。その後の改正を含む。)第2章第3節に定める税をいう。))を含む。以下本条において同じ。)の合計額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を、工事開始予定日前までに組合に納付するものとする。

- 2 組合は、事業者が名古屋港管理組合財務規則(昭和39年名古屋港管理組合規則第7号。以下「財務規則」という。)第155条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 3 契約保証金の納付は、財務規則第155条第4項の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができるものとする。
- 4 事業者が第2項の契約保証金の納付の免除を求める場合、事業者は組合が確実と認める内容の履行保証保険を付保することをもって、組合はこれを認めることができる。この場合において、事業者が付保する履行保証保険は、本庁舎・港湾会館の設計・建設業務において、整備費の100分の10以上に相当する額を保険金額とし、組合を被保険者とする。なお、事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合は、当該保険に基づく保険金請求権、解約払戻保険料請求権その他一切の請求権に、本契約に基づき組合が事業者に対して現在及び将来において有する一切の債権を被担保債権とする第一順位の質権を組合のために設定することを条件とする。
- 5 前項の場合において、事業者は、工事開始予定日前までに保険契約を締結し、その保険証券の写しを組合に提出するものとする。

第9章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

(契約期間)

第75条 本契約の契約期間は、本事業契約締結の日から平成47年3月末日までとする。

- 2 前項にかかわらず、第35条、第99条、第102条から第106条までの規定は本契約終了後もその効力を有するものとする。
- 3 事業者は、本契約に基づく債務を全て履行した後でなければ、契約期間終了後も解散することはできない。ただし、前項の規定について必要な措置を講じ、組合が事前に承諾した場合においては、この限りではない。

(期間満了時の本庁舎・港湾会館の状態)

第76条 事業者は、前条の契約期間の満了時において、本庁舎・港湾会館が本契約、募集要項等、事業提案書に規定された状態を満足するようにした上で、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務を組合又は組合の指示する者に引き継がなければならない。

- 2 事業者は、前条の契約期間満了時に当たり、本庁舎・港湾会館が本契約、募集要項等、事業提案書に規定された契約期間満了時の状態を満足していることについて、あらかじめ組合と協議の上日程を定め、組合の確認を受けなければならない。

第2節 事業者の債務不履行による契約の解除

(工事完工日前の契約の解除)

第77条 本件工事の完工日より前において、次の各号のいずれかに該当する場合、組合は、事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 本件工事開始予定日を過ぎても事業者が本件工事に着手せず、組合が相当の期間を定めて催告しても事業者から組合が満足すべき合理的な説明がないとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により工事完工予定日(本契約に基づいて工事完工予定日が変更された場合は、変更後のもの。)までに本庁舎・港湾会館が完工しなかったとき、又は組合が、事由の如何を問わず工事完工予定日経過後30日以内に本庁舎・港湾会館が完工する見込みがないと合理的に判断したとき。
 - (3) 事業者が本事業の遂行を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、事業者の指定管理者の指定が取り消されたとき。
 - (5) 事業者が自らの破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始その他の倒産法制上の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき。
 - (6) 事業者につき破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。
 - (7) 事業者が業務報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。
 - (8) 事業者が重大な法令等の違反をしたとき。
 - (9) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと組合が合理的に判断したとき。
- 2 前項により本契約を解除した場合、事業者は、組合との合意がない限り、組合に対して、整備費の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。

- 3 第1項の規定に基づき、本件工事着手前に、組合が本契約を解除したときには、事業者は、組合に対し、本契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に組合が被った損害額を支払った上で、設計図書その他の成果物の引渡しを行うものとする。
- 4 第1項の規定に基づき、本件工事着手後で工事完工日前に、事業者が本契約を終了させたときには、組合は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来形部分を検査し、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）に相応する代金を事業者を支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに、当該検査に合格しなかった部分（以下「不合格部分」という。）を無償で譲り受けるものとする。この場合、組合が必要と認めるときは、出来形部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を事業者に対して事前に通知するものとする。当該取得代金の支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、工事対象施設の出来形部分で、組合の検査による不合格部分のうち、組合がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、組合は相当な対価をもって当該部分を買取るものとする。
- 6 組合は、第4項に基づき合格部分を取得する場合、事業者の組合に対する当該取得代金債権と第2項に基づく組合の事業者に対する違約金債権とを対等額で相殺することにより、決済することができる。当該相殺後に、組合が残額を事業者を支払う義務を負う場合、その支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。
- 7 第4項の規定にかかわらず、組合は、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、事業者に対し、事業者の責任と費用で本庁舎・港湾会館（出来形部分を含む。）の取壊し及び事業用地を原状回復するよう請求することができる。事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、組合は事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に対して請求することができる。
- 8 組合が被った損害の額が第2項の違約金の額を超過する場合は、組合は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

（工事完工日後の契約の解除）

第78条 本件工事の工事完工日以降において次の各号のいずれかに該当する場合、組合は、事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、組合の通告にもかかわらず、事業者が本庁舎・港湾会館について、本契約、募集要項等、事業提案書及び維持管理・運営業務計画書に従い、本庁舎・港湾会館の維持管理・運営業務を行わないとき。
- (2) 事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、事業者の指定管理者の指定が取り消されたとき。
- (4) 事業者が自らの破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始その他の倒産法制上の手続について事業者の取締役会での申立てを決議したとき。
- (5) 事業者につき破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。
- (6) 事業者が業務報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。

- (7) 事業者が重大な法令等の違反をしたとき。
- (8) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと組合が合理的に判断したとき。
- 2 前項により本契約を解除した場合、事業者は、別紙14「サービス購入費Cの償還表」に定めるサービス購入費Cの償還表の残存価格の100分の10に相当する違約金を、組合に対して支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。
- 3 第1項により本契約を解除した場合、組合は、事業者に対し、未払いのサービス購入費C及びサービス購入費Dを支払う。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して払う場合は、別紙14「サービス購入費Cの償還表」に定めるサービス購入費Cの償還表の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。
- 4 組合は、事業者の組合に対する前項に基づくサービス購入費の支払債権と、組合の事業者に対する第2項に基づく違約金支払債務とを対等額で相殺することにより、決済することができる。当該相殺後に、組合が残額を事業者に支払う義務を負う場合、その支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙14「サービス購入費Cの償還表」に定めるサービス購入費Cの償還表の当該支払日以降の利息を控除するものとする。
- 5 工事完工日後に事業者の責めに帰すべき事由により本契約が解除され、かつ、事業者の責めに帰すべき事由により本庁舎・港湾会館が損傷している場合、事業者は組合に対して必要な修繕費を支払うものとする。ただし、全壊若しくは損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、組合の被る損害額が第3項に規定される未払いのサービス購入費C及びサービス購入費Dを上回る場合には、組合は、事業者に対して、事業者の責任と費用で本庁舎・港湾会館の取壊し及び事業用地の原状回復を求めることができる。事業者が正当な理由なく相当な期間内に原状回復を完了しない場合は、組合が代わって原状回復し、これに要した費用を事業者に対して請求することができる。また、組合は、事業者のかかる原状回復費用支払債権と、第3項に基づく組合のサービス購入費C及びサービス購入費Dの支払債務とを対等額で相殺することにより、決済することができる。
- 6 組合が被った損害の額が第2項の違約金の額を超過する場合は、組合は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

第3節 組合の債務不履行による契約の解除

(組合の債務不履行等による契約の解除)

- 第79条 事業者は、組合が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、年3.4%の割合で計算した額の遅延損害金の支払を組合に請求することができるものとする。なお、この年率は、遅延利息支払時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する率の改定に従い改定するものとする。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。
- 2 事業者は、組合が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合で、組合が事業者から請求書を受領した日から30日を経過しても正当な理由なく支払いを行わないときには、組合に書面で通知し本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定に基づき、本件工事着手前に、事業者が本契約を解除したときには、組合は、整

備費のうち本契約の終了時までには事業者が負担した費用及び当該契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に事業者が被った損害額を事業者に支払った上で、設計図書その他の成果物の引渡しを受けるものとする。

- 4 第2項の規定に基づき、本件工事着手後で工事完工日前に、事業者が本契約を終了させたときには、組合は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来形部分を検査した上で、合格部分に相応する代金、工事開始日までに事業者が負担した費用、及び当該契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に事業者が被った損害額を事業者に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受けるものとする。かかる検査に当たって組合が必要と認めるときは、出来形部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を事業者に対して事前に通知するものとする。当該支払いについては、事業者に一括で支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、工事対象施設の出来形部分で、組合の検査による不合格部分のうち、組合がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、組合は相当な対価をもって当該部分を買取るものとする。
- 6 第4項の規定にかかわらず、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、組合は、事業者に対し、事業用地を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、組合は、事業者に対して、当該原状回復の費用を支払うものとする。
- 7 第2項の規定に基づき、工事完工日以降に、事業者が本契約を終了させたときには、組合は、事業者に対し、未払いのサービス購入費C及びサービス購入費Dを支払う。当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙14「サービス購入費Cの償還表」に定めるサービス購入費Cの償還表の当該支払日以降の利息を控除するものとする。また、一括して支払わないときは、事業者の会社維持に要する費用を併せて負担するものとする。
- 8 本条の規定は、事業者の組合に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

第4節 組合による任意解除

(組合による任意解除)

- 第80条 組合は、本事業の実施の必要がなくなった場合又は本庁舎・港湾会館の転用が必要となったと認める場合には、事業者に対して180日以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定に基づき、本件工事着手前に、組合が本契約を解除したときには、組合は、整備費のうち本契約の終了時までには事業者が負担した費用(事業者の事由により増額した額を除く。)及び当該契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に事業者が被った損害額を事業者に支払った上で、設計図書その他の成果物の引渡しを受けるものとする。
 - 3 第1項の規定に基づき、本件工事着手後で工事完工日前に、組合が本契約を終了させたときには、組合は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来形部分を検査した上で、合格部分に相応する代金、工事開始日までに事業者が負担した費用(事業者の事由により増額した額を除く。)及び当該契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に事業者が被った損害額を事業者に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格

部分を無償で譲り受けるものとする。かかる検査に当たって組合が必要と認めるときは、出来形部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を事業者に対して事前に通知するものとする。当該支払いについては、事業者に一括で支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、工事対象施設の出来形部分で、組合の検査による不合格部分のうち、組合がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、組合は相当な対価をもって当該部分を買収するものとする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、組合は、事業者に対し、事業用地を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、組合は、事業者に対して、当該原状回復の費用を支払うものとする。
- 6 第1項の規定に基づき、工事完工日以降に、事業者が本契約を終了させたときには、組合は、事業者に対し、未払いのサービス購入費C及びサービス購入費Dを支払う。当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙14「サービス購入費Cの償還表」に定めた償還表の当該支払日以降の利息を控除するものとする。また、一括して支払わないときは、事業者の会社維持に要する費用を合わせて負担するものとする。
- 7 本条の規定は、事業者の組合に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

第5節 本事業終了に際しての措置

(本事業終了に際しての措置)

- 第81条 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合において、事業用地又は本庁舎・港湾会館内に事業者が所有又は管理する、工事材料、建設・業務機械器具、仮設物、什器・備品その他の物(以下「当該器材等」という。)を撤去し、組合の確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、本契約が終了する場合には、組合又は組合の指示する者に、必要な引継ぎを行わなければならない。また、事業者がリースの方法により調達した備品等については、組合が継続して当該備品等を使用できるよう、必要な事務手続を実施しなければならない。
 - 3 事業者は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、本契約、募集要項等及び事業提案書の規定にかかわらず、前2項の業務をすべて終了した上で、業務終了から10日以内に、業務報告書を組合に提出しなければならない。
 - 4 組合及び事業者は、第1項に規定する場合、当該器材等の処置内容について協議するものとする。この場合、事業者は、必要な費用を負担するものとする。ただし、組合の責めに帰すべき本契約の終了の場合には、撤去費用について損害賠償請求することを妨げない。
 - 5 組合は、第1項に規定する場合、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該器材等の撤去処置を実施しないとき又は、事業用地から退去しない場合、事業者に代わって当該器材等を処分し、事業用地又は本庁舎・港湾会館の修復、片付け、事業用地から退去請求その他適当な処置を行うことができるものとする。この場合、事業者は、これらの措置に必要な費用を負担するものとする。

(関係書類の引渡等)

- 第82条 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合において、組合に対し、別紙4

「提出図書概要」に規定する提出図書、維持管理・運營業務計画書その他組合が合理的に要求した本事業に関し事業者が作成した書類等の一切を引き渡さなければならない。ただし、事業者が既に組合に対して引き渡している書類についてはこの限りではない。

- 2 組合は、前項に従い引渡しを受けた提出図書等について、本契約の存続の有無にかかわらず無償で使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、事業者は、組合によるかかる提出図書等の使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

第10章 民間施設敷地活用事業

（総則）

第83条 事業者は、民間施設事業者をして、事業用地（この条において、民間施設を設置し、民間施設敷地活用事業を行うための土地である名古屋市港区港町103番の1の一部等）において、組合の同意を条件として、本契約、募集要項等及び事業提案書に基づき、事業用地に係る利用可能な床（事業用地内の許容される面積の床から、本庁舎・港湾会館を除いた床）を活用し、民間施設を設計・建設した上、その所有権を取得し、かつ維持管理・運営させるものとし、このために必要な行政手続も行わせるものとする。

- 2 事業者は、本契約の有効期間中、前項の業務を中止又は放棄してはならない。

（使用目的）

第84条 民間施設敷地活用事業に係る敷地及び建物は、次の目的の用に供してはならない。

- (1) 風俗営業、性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用
- (2) 暴力団及び暴力団関係者の事務所及び関係する施設その他これに類する施設の用
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用
- (4) 築地ポートタウン計画の趣旨、目的にそぐわない施設の用
- (5) その他近隣の住民の迷惑となる目的の用
- (6) その他募集要項等に規定する用途以外の用

（民間施設敷地活用事業の支援）

第85条 事業者は、募集要項等及び事業提案書に基づき、民間施設事業者による民間施設敷地活用事業が遂行されるよう、事業提案書に基づき支援するものとする。

- 2 事業者は、本契約に別段の規定がない限り本契約の有効期間に渡って前項の支援を行うものとし、前項の業務を中止又は放棄してはならない。
- 3 組合と民間施設事業者は、募集要項等及び事業提案書における提案内容に基づき合築民間施設敷地貸付条件規定書を修正し、民間施設敷地貸付契約を締結するものとし、事業者はこれを支援するものとする。
- 4 事業者は、民間施設事業者の責めに帰すべき事由により、組合と民間施設事業者との間で民間施設敷地貸付契約の締結に至らなかった場合又は民間施設敷地活用事業が本契約の契約期間中に終了した場合（以下「民間施設敷地活用事業の中途終了等」という。）事業者が指定する第三者に民間施設敷地活用事業を継承させるものとし、当該第三者をして、組合との間で民間施設敷地貸付契約を締結せしめるものとする。かかる継承（組合と当該第三者による民間施設

敷地貸付契約の締結を含む。)の期限は、民間施設敷地活用事業の中途終了等の日から1年とし、中途終了等の日については組合が合理的裁量により決定する。

5 前項の規定に従った第三者による民間施設敷地活用事業の継承ができなかった場合、事業者は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として組合に支払わなければならない。

- (1) 組合と民間施設事業者との間で民間施設敷地貸付契約の締結に至らなかった場合
事業者及び民間施設事業者が事業提案書において提案した月額貸付料12ヶ月分相当額
- (2) 組合と民間施設事業者との間で民間施設敷地貸付契約が締結されていた場合
民間施設敷地活用事業の中途終了時の月額貸付料12ヶ月分相当額

第11章 現本庁舎敷地活用事業及び現港湾会館敷地活用事業

(現本庁舎敷地活用事業の支援)

第86条 事業者は、募集要項等及び事業提案書に基づき、現本庁舎敷地活用事業者による現本庁舎敷地活用事業が遂行されるよう、事業提案書に基づき支援するものとする。

2 事業者は、本契約に別段の規定がない限り本契約の有効期間に渡って前項の支援を行うものとし、前項の業務を中止又は放棄してはならない。

3 組合と現本庁舎敷地活用事業者は、現本庁舎敷地貸付条件規定書と実質的に同一の内容の現本庁舎敷地貸付契約(以下「現本庁舎敷地貸付契約」という。)を締結するものとし、事業者はこれを支援するものとする。

4 事業者は、現本庁舎敷地活用事業者の責めに帰すべき事由により、組合と現本庁舎敷地活用事業者との間で現本庁舎敷地貸付契約の締結に至らなかった場合又は現本庁舎敷地活用事業が本契約の契約期間中に終了した場合(以下「現本庁舎敷地活用事業の中途終了等」という。)事業者が指定する第三者に現本庁舎敷地活用事業を継承させるものとし、当該第三者をして、組合との間で現本庁舎敷地貸付契約を締結せしめるものとする。かかる継承(組合と当該第三者による現本庁舎敷地貸付契約の締結を含む。)の期限は、現本庁舎敷地活用事業の中途終了等の日から1年とし、中途終了等の日については組合が合理的裁量により決定する。

5 前項の規定に従った第三者による現本庁舎敷地活用事業の継承ができなかった場合、事業者は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として組合に支払わなければならない。

- (1) 組合と現本庁舎敷地活用事業者との間で現本庁舎敷地貸付契約の締結に至らなかった場合
事業者及び現本庁舎敷地活用事業者が事業提案書において提案した月額貸付料12ヶ月分相当額
- (2) 組合と現本庁舎敷地活用事業者との間で現本庁舎貸付契約が締結されていた場合
現本庁舎敷地活用事業の中途終了時の月額貸付料12ヶ月分相当額

(現港湾会館敷地活用事業の支援)

第87条 事業者は、募集要項等及び事業提案書に基づき、現港湾会館敷地活用事業者による現港湾会館敷地活用事業が遂行されるよう、事業提案書に基づき支援するものとする。

2 組合と現港湾会館敷地活用事業者は、現港湾会館敷地売払条件規定書と実質的に同一の内容の現港湾会館敷地売払契約(以下「現港湾会館敷地売払契約」という。)を締結するものとし、事業者はこれを支援するものとする。

- 3 事業者は、本契約に別段の規定がない限り、組合と現港湾会館敷地活用事業者が締結する現港湾会館敷地売払契約上の施設建設義務期間（10年）に渡って前項の支援を行うものとし、前項の業務を中止又は放棄してはならない。
- 4 事業者は、現港湾会館敷地活用事業者の責めに帰すべき事由により、組合と現港湾会館敷地活用事業者との間で現港湾会館敷地売払契約の締結に至らなかった場合又は現港湾会館敷地活用事業が前項の施設建設義務期間中に終了した場合（以下「現港湾会館敷地活用事業の中途終了等」という。）事業者が指定する第三者に現港湾会館敷地活用事業を継承させるものとし、当該第三者をして、組合との間で現港湾会館敷地売払契約を締結せしめるものとする。かかる継承（組合と当該第三者による現港湾会館敷地売払契約の締結を含む。）の期限は、現港湾会館敷地活用事業の中途終了等の日から1年とし、中途終了等の日については組合が合理的裁量により決定する。
- 5 前項の第三者による現港湾会館敷地活用事業の継承ができない場合、事業者は、事業者及び現港湾会館敷地活用事業者が事業提案書において提案した現港湾会館用地の売払代金の100分の3に相当する額を違約金として組合に支払わなければならない。

第12章 法令等変更

（通知の付与）

- 第88条 本契約締結の後に法令等が変更されたことにより、本庁舎・港湾会館が確認された設計図書に従い建設できなくなった場合、本庁舎・港湾会館が本契約及び募集要項等で提示された条件に従い維持管理・運營業務が遂行できなくなった場合並びに本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、事業者はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを組合に対して通知するものとする。
- 2 組合及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務の履行が当該変更後の法令等に違反することとなった場合、その履行義務を免れるものとする。ただし、組合及び事業者は法令等変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

（協議及び追加費用の負担）

- 第89条 組合が事業者から前条第1項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、組合及び事業者は、当該法令等変更に対応するために、速やかに本庁舎・港湾会館の設計変更又は維持管理・運営方法の変更、及び追加費用の負担について協議するものとする。
- 2 前項の協議にかかわらず、法令等変更の施行日までに本庁舎・港湾会館の設計変更又は維持管理・運営方法の変更、及び追加費用の負担について合意が成立しない場合、組合が法令等変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙15「法令等変更の場合の費用分担規定」に記載する負担割合によるものとする。

（法令等変更による契約の終了）

- 第90条 本契約締結の後に法令等が変更されたことにより、事業者の履行不能の状態が永続的と判断される場合、本事業の継続に過大な費用を要する場合など、組合が本事業の継続が困難

と判断した場合、組合は、事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

- 2 本件工事の工事完工日前に前項に基づき本契約が解除された場合においては、組合は事業者が設計・建設業務を終了させるために要する合理的な費用を事業者に対して支払うものとし、その支払い方法は組合と事業者が協議の上決定するものとする。また、解除時において工事対象施設の出来形部分が存在する場合、組合は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来形部分を検査し、当該検査に合格した部分に相応する代金を事業者を支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受けるものとする。
- 3 前項の場合、組合が必要と認めるときは、出来形部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を事業者に対して事前に通知するものとする。前項の支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。
- 4 第2項後段の規定にかかわらず、工事対象施設の出来形部分で、組合の検査による不合格部分のうち、組合がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、組合は相当な対価をもって当該部分を買取るものとする。
- 5 第2項後段の規定にかかわらず、本庁舎・港湾会館の建設進捗程度から見て事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、組合は、事業者に対し、事業用地を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、組合は、事業者に対して、当該原状回復の費用を支払うものとする。
- 6 本件工事の工事完工日以後において第1項に基づき本契約が解除された場合において、組合は未払いのサービス購入費C及びサービス購入費Dを事業者を支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙14「サービス購入費Cの償還表」に定めたサービス購入費Cの償還表の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。また、組合は、事業者が維持管理・運営業務を終了させるために要する合理的な費用を事業者に対して支払うものとし、その支払い方法は組合と事業者が協議の上決定するものとする。

第13章 不可抗力

(通知の付与)

第91条 本契約締結後の不可抗力により、本庁舎・港湾会館が確認された設計図書に従い建設できなくなった場合、本庁舎・港湾会館が本契約及び募集要項等で提示された条件に従い維持管理・運営業務が遂行できなくなった場合並びに本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、事業者は直ちにこれを組合に対して書面又は口頭により通知し、その後速やかにその内容の詳細と理由を記載した書面を組合に対して提出しなければならない。

- 2 組合及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務の履行が不可抗力により履行不能となった場合、その履行義務を免れるものとする。ただし、組合又は事業者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(不可抗力への対応)

第92条 不可抗力により本契約の全部若しくは一部が履行不能となった場合又は不可抗力により本庁舎・港湾会館への重大な損害が発生した場合、事業者は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、維持管理・運營業務計画書に従った対応を行うものとする。

2 組合は、前条第1項に規定する通知を受けた場合、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第93条 組合が事業者から第91条第1項の通知を受領した場合、組合及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに協議しなければならない。

2 前項の協議の結果、組合が本庁舎・港湾会館の全部又は一部の稼働を継続可能と判断した場合には、組合及び事業者は本庁舎・港湾会館の補修工事等の要否その他の対応方法につき協議する。ただし、不可抗力が生じた日から14日以内に対応方法についての合意が成立しない場合は、組合が対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する義務を負うものとする。

3 前項で本庁舎・港湾会館の追加工事等の措置が必要になった場合又はその他の損害が事業者に生じた場合、かかる措置の費用及び損害の負担は、別紙16「不可抗力の場合の費用分担規定」に記載する負担割合によるものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第94条 前条第1項の協議により、事業者の履行不能の状態が永続的と判断される場合、本事業の継続に過大な費用を要する場合など、組合が、本庁舎・港湾会館の稼働を停止すべき合理的事由があると判断した場合には、組合は事業者に対して通知した上で本契約を解除することができるものとする。

2 本件工事の工事完工日前に前項に基づき本契約が解除された場合においては、組合は事業者が設計・建設業務を終了させるために要する合理的な費用を事業者に対して支払うものとし、その支払い方法は組合と事業者が協議の上決定するものとする。また、解除時において工事対象施設の出来形部分が存在する場合、組合は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来形部分を検査し、当該検査に合格した部分に相応する代金を事業者に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受けるものとする。

3 前項の場合、組合が必要と認めるときは、出来形部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を事業者に対して事前に通知するものとする。前項の支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。

4 第2項後段の規定にかかわらず、工事対象施設の出来形部分で、組合の検査による不合格部分のうち、組合がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、組合は相当な対価をもって当該部分を買取るものとする。

5 第2項後段の規定にかかわらず、本庁舎・港湾会館の建設進捗程度から見て事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、組合は、事業者に対し、事業用地を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、組合は、事業者に対して、当該原状回復の費用を支払うものとする。

6 本件工事の工事完工日以後において第1項に基づき本契約が解除された場合において、組合

は未払いのサービス購入費C及びサービス購入費Dを、事業者を支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は別紙14「サービス購入費Cの償還表」に定めたサービス購入費Cの償還表の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。また、組合は、事業者が維持管理・運營業務を終了させるために要する合理的な費用を事業者に対して支払うものとし、その支払い方法は組合と事業者が協議の上決定するものとする。

第14章 その他

(保険)

第95条 事業者は、本件工事に係る損失や損害に備え、建設期間中、別紙17「事業者が付保する保険」に定められた種類及び内容の保険を付保するものとし、保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを組合に提出しなければならない。

2 事業者は、維持管理・運營業務に係る損失及び損害に備え、かつ第49条に規定する損害賠償に係る債務を担保するために、運営期間中、別紙17に定められた種類及び内容の保険を、自らの責任と費用において付保するものとし、保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを組合に提出しなければならない。

3 事業者は、別紙17に規定する保険の全部又は一部を変更する場合、事前にその内容を組合に通知し、その確認を得なければならない。

(公租公課の負担)

第96条 事業者は、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税を負担するものとする。なお、組合は、事業者に対してサービス購入費に対する消費税及び地方消費税を支払う(第89条に基づき消費税率及び地方消費税率に係る法令変更に伴う増税分を組合が負担することを含む。)以外は負担しないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第97条 組合及び事業者は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利若しくは義務又は本契約上の地位を第三者に譲渡し、継承させ又は担保の目的に供することができない。

(経営状況の報告)

第98条 事業者は、本契約の終了に至るまで、各事業年度の第2四半期最終日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で組合に提出しなければならない。

2 事業者は、本契約の終了に至るまで、各事業年度において事業年度ごとに、会社法第435条に基づく財務書類及び年間業務報告書を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3ヶ月以内に組合に提出しなければならない。

(秘密保持)

第99条 組合及び事業者は、本契約の交渉、作成、締結及び実施を通じて開示を受けた相手方(以下「情報開示者」という。)の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての

情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報(以下「秘密情報」という。)を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また次に掲げる場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

- (1) 本事業に関して、事業者の株主及び融資機関に対し開示する場合
- (2) 前号に規定する者に、本事業に関して助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
- (3) 本事業に関して組合に対して、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
- (4) 組合が定める情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合
- (5) 事業者の構成員、協力会社及び本契約に基づき本事業につき構成員又は協力会社から委託等(再委託等を含む。)を受けた第三者に対して開示する場合(ただし、当該開示を受けるものに本条と同様の秘密保持義務を負わせ、かつ当該開示について組合及び事業者が合意した場合に限る。)

2 次に掲げる情報は、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (4) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報

3 事業者は、本事業を実施するにつき、個人情報を取り扱う場合、法令等及び名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成18年名古屋港管理組合条例第4号)を適用し、これらの規定に従うほか、組合の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。

4 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

(融資機関との協議)

第100条 組合は、本事業に関して事業者が融資を受ける場合は、当該融資機関との間で、融資に係る担保権の設定ないし実行手続、当該融資機関によるモニタリング、本事業の実施に支障を来した場合の介入手続等を規定するために、直接協定を締結し、以後必要に応じて協議するものとする。

(株主構成の変更等)

第101条 事業者は、事業者の株式を譲渡、担保設定その他処分しようとするときは、組合の事前の承諾を得なければならない。

2 事業者は、構成員の変更、事業者の合併又は事業者による新株等の発行をしようとするときは、組合の事前の承諾を得なければならない。

(特許権等の使用)

第102条 事業者は、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する全ての責任を負わなければならない。ただし、組合が工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法で指定した場合は、募集要項等に第三者の特許権等の対象である旨が明記されておらず、事業者が第三者の特許権等の対象であることを知っていた場合又は知り得べき場合を除き、組合が責任を負う。

(著作権)

第103条 事業者から提出される提出図書について、その著作権は事業者に所属するものとするが、組合は、本事業に関することに限り、事前に事業者に通知することなく、無償にてこれを利用することができるものとする。

第15章 雑則

(準拠法)

第104条 本契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第105条 本契約に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は名古屋地方裁判所とする。

(疑義についての協議)

第106条 本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、組合及び事業者で協議の上、互いに誠意をもってこれを定めるものとする。

(雑則)

第107条 本契約及びこれに基づき締結される全ての契約又は合意に定める請求、通知、報告、申出、承諾、契約終了告知、解約等は、書面により行わなければならない。

2 本契約の履行に関して組合及び事業者の間で用いる計量単位は、本契約、募集要項等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号。その後の改正を含む。)に定めるものとする。

3 契約期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含む。)及び会社法の定めるところによるものとする。

4 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。

5 本契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。

6 本契約の履行に関して用いる通貨は、日本円とする。

7 本契約において「組合及び事業者で協議」とは、必要に応じて組合と事業者が関係者協議会において協議することを含むものとする。